

平成20年度

包括外部監査報告書

東京都包括外部監査人

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

包括外部監査報告の概要

1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

（１）主税局の徴収事務について

対 象 局：主税局

2 テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ	指 摘	意 見	合 計
主税局の徴収事務について	10	30	40

目 次

主税局の徴収事務について	1
第1 監査の概要.....	3
1 監査の種類.....	3
2 監査対象（選定した特定の事件）	3
3 監査対象を選定した理由.....	3
4 包括外部監査の方法	3
5 監査従事者.....	4
6 監査実施期間.....	5
7 外部監査人の独立性（利害関係）	5
第2 監査対象の事業概要	6
1 都税収入の概況	6
2 都税の種類.....	8
（1） 都税の種類.....	8
（2） 都税の種類ごとの内容及び申告期限.....	10
3 都税収入の状況	12
（1） 都税収入の税目ごとの内訳	12
（2） 平成 19 年度の主な都税事務所別の収入状況.....	13
4 徴収率、滞納未収入額及び不納欠損額の推移	17
（1） 徴収率、純滞納繰越額及び不納欠損額の推移.....	17
（2） 滞納未収入額の推移と分析	17
5 徴収事務の流れ	20
（1） 都税徴収事務の流れ.....	20
（2） 滞納処分の執行停止.....	22
（3） 不納欠損処理	23
（4） 平成 18 年度及び平成 19 年度における不納欠損事由の分析.....	24
6 差押の状況.....	26
7 徴収担当組織及び職員数.....	27
（1） 組織図	27
（2） 年齢構成と今後の課題.....	29
（3） 人材育成について	30
8 徴収に係る費用の状況.....	32
9 他の道府県との比較	36
（1） 税収規模及び 1 人当たり税額の比較.....	36

(2) 徴収率の比較	37
第3 監査の結果	39
I 滞納整理事務の監査	39
1 都税滞納額及び不納欠損の監査について	39
(1) 滞納額の監査	39
(2) 不納欠損処理の監査	41
(3) 個別監査結果総括	45
2 滞納整理の進行管理について	47
3 交渉記録の記載の統一について	50
(1) TACSS への入力について	50
(2) 交渉記録の記載事項の統一について	51
4 タイヤロックについて	52
5 滞納処分 of 執行停止後調査の金額基準について	53
6 長期累積事案について	54
7 動産差押物件の管理について	55
8 個人都民税の徴収における区市町村との協力関係について	57
9 不動産取得税の緊急賦課について	59
10 金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化について	61
11 分納の増額を検討すべきものについて	63
12 少額な分納のある場合の差押について	64
13 事業所の移転がある場合の調査について	65
14 滞納者が不存在となった長期差押財産について	66
15 担保不動産の収益執行手続について	68
16 停止後調査について	70
17 停止案件の継続調査について	72
18 金融機関臨店調査結果の記載について	73
19 第二次納税義務の検討について	74
II 税務総合支援システムの管理について	76
1 パスワードの管理について	76
2 ネットワーク機器のパスワード管理について	78
3 擬似環境の緊急時利用について	79
4 セキュリティ関連規程について	80
5 運用関連規程について	81
6 税務総合支援システムのデータ保管先の方針について	82
7 外部記録媒体の保有状況確認について	85
8 機密性 A の情報を取扱う外部記録媒体の管理について	86

9	個人保管されている外部記録媒体の管理について.....	88
1 0	USB メモリの管理について.....	91
1 1	セキュリティ調査にて指摘された項目の対応状況について.....	92
1 2	庁舎 OA 室の入退室管理について.....	94
1 3	主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の入退室管理について	96
1 4	主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の監視カメラについて	97
1 5	主税局電子計算センタ内のサーバ室の防災設備について	98
1 6	主税局電子計算センタ内のコンピュータ室のキャスター付属品について	99
1 7	主税局電子計算センタ内のネットワーク室の備品倉庫としての共用について	100
1 8	主税局電子計算センタ内のオペレータ室の重要システム機器の設置ラックについて	101
1 9	主税局電子計算センタ内への持込・持出物品の管理について.....	102
2 0	都税事務所内のサーバ室の入退室管理について.....	103
2 1	都税事務所内のサーバ等のラック鍵について.....	105

主税局の徴収事務について

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 監査対象（選定した特定の事件）

主税局の徴収事務について

3 監査対象を選定した理由

これまで企業収益が比較的堅調であったこと等を背景に、都税収入及びその歳入に占める割合は平成 16 年度以降連続して大幅な増加傾向が続き、平成 19 年度決算における歳入総額に占める割合は 80.5%にまで高まった。

平成 20 年度の一般会計当初予算額では、予算総額 6 兆 8,560 億円の 80.4%にあたる 5 兆 5,097 億円について都税が見込まれている。

しかし、都税収入は、景気の動向に左右されやすい不安定な構造であり、税源移譲は行われたが、先行きは不透明で厳しいと言わざるを得ない。

こうした状況の中、都財政が、弾力的で強じんな財務体質を確立し、膨大な財政需要に对应していくために、歳入の根幹をなす都税徴収の重要性は一段と高まってきている。

税務に関する行政への都民の信頼を確保し、都税の課税公平性、適正な徴収事務を通じて徴収率向上を目指すことは、都財政の基盤を確固たるものとするための重要課題であり、都民にとっての非常に大きな関心事でもある。

よって、主税局の徴収事務が、関係諸法令に従い適法・適切かつ効率的に実施されていることを検証することは、有意義であり監査テーマとして選定した。

4 包括外部監査の方法

（1） 監査の視点

- ① 税の徴収が法令等に準拠して行われているか
- ② 税の徴収が法第 2 条第 14 項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか

- ③ 税の徴収が網羅的に行われているか
- ④ 税の徴収システムのセキュリティ管理に問題はないか
- ⑤ 税の徴収が法第 2 条第 15 項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認した。
- ② 一定の都税事務所に往査し、徴収事務が関係法令等に基づき適正かつ効率的行われているかを確認した。
- ③ 税の徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているかを確認した。
- ④ 税の徴収システムのセキュリティ管理に問題がないかを確認するため、その整備運用状況の視察及び質問並びに関連資料の閲覧により検討した。
- ⑤ 徴収担当組織が必要十分なものであるかを確認するため、その整備状況を視察及び質問により検討した。
- ⑥ 減免について質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- ⑦ 滞納者及び滞納額の把握方法を質問した。
- ⑧ 不納欠損処理額の把握方法、処理手順の質問を行い、関連資料を閲覧した。
- ⑨ 滞納処分 of 執行停止及び不納欠損処理が関係法令等に基づき適正に行われているかを確認した。
- ⑩ その他必要と認められた監査手続を行った。

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士

鈴木 啓之

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	大坪 秀憲
公認会計士	萩野 眞司
公認会計士	岸 弘
公認会計士	齋藤 禎治
公認会計士	佐藤 洋平
公認会計士	浜田 陽介
公認会計士	松永 好司
公認情報システム監査人	正木 享
公認情報システム監査人	熊谷真知子
公認情報システム監査人	綾部 泰二
公認情報システム監査人	富安健太郎

6 監査実施期間

平成 20 年 7 月 3 日から平成 21 年 2 月 9 日まで

7 外部監査人の独立性（利害関係）

東京都と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業概要

1 都税収入の概況

都財政は、平成10年度決算において、過去最悪となる1,068億円もの赤字を計上し、財政再建団体への転落が現実視される危機的な状況に陥った。このため、都は二次にわたる「財政再建推進プラン」を策定し、全庁を挙げて財政再建に取り組んだ。

その結果、改善傾向にあった企業収益も寄与したことで、都税収入及びその歳入に占める割合は平成16年度以降、連続した大幅な増加傾向が続き、財源不足の解消にも取り組んだ結果、将来の東京を見据えた施策展開を積極的に行う新たなステージに入ることが可能となったとされている。

都税収入は、好調な企業収益と主税局における徴収率向上への様々な取組を反映し、以下の表に示すとおり、平成19年度決算において、4年連続で大幅な増収となり、歳入総額に占める割合は80.5%にまで高まった。

(表1) 平成14年度から平成19年度までの都税収入の推移

(単位：億円、%)

区分	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度
都税 (A)	39,636	39,455	42,529	45,996	49,236	55,095
歳入総額 (B)	58,463	59,911	60,401	61,360	65,464	68,403
割合 (A) / (B)	67.8	65.9	70.4	75.0	75.2	80.5

なお、平成18年度から平成19年度までの一般会計の歳入及び平成20年度の一般会計当初予算額の内訳は、以下の表に示すとおりであり、平成20年度の一般会計当初予算額6兆8,560億円の80.4%にあたる5兆5,097億円について都税が見込まれている。

(表 2) 一般会計歳入の状況

(単位：億円)

区分		平成 18 年 度	構成比	平成 19 年 度	構成比	平成 20 年度 当初予算額	構成比
歳入総額		65,464	100%	68,403	100%	68,560	100%
内 訳	都 税	49,236	75.2%	55,095	80.5%	55,097	80.4%
	地 方 譲 与 税	2,323	3.5%	35	0.1%	35	0.1%
	助 成 交 付 金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	地方特例交付金	1,815	2.8%	625	0.9%	711	1.0%
	特 別 交 付 金	48	0.1%	47	0.1%	42	0.1%
	分担金及負担金	153	0.2%	161	0.2%	127	0.2%
	使用料及手数料	911	1.4%	938	1.4%	997	1.5%
	国 庫 支 出 金	3,310	5.1%	3,268	4.8%	3,492	5.1%
	財 産 収 入	441	0.7%	617	0.9%	576	0.8%
	寄 付 金	2	0.0%	1	0.0%	3	0.0%
	繰 入 金	357	0.5%	262	0.4%	457	0.7%
	諸 収 入	4,110	6.3%	4,345	6.4%	4,357	6.4%
	都 債	1,894	2.9%	1,301	1.9%	2,666	3.9%
	繰 越 金	862	1.3%	1,709	2.5%	0	0.0%

このように、これまでは企業収益が比較的堅調であったことや、さらに所得税から個人住民税への税源移譲の動きもあり、都税収入の額や歳入に占める割合は高い伸びを示してきた。

しかし、都税収入は、景気の動向に左右されやすい不安定な構造であり、米国のサブプライムローン問題に端を発する昨今の金融危機の影響で、今後の企業収益は急激に落ち込んでいくことが予想されるため、これまでのような増収傾向が継続することは見込み難い。また、平成 20 年度税制改正において法人事業税（都税）の約半分を地方法人特別税（国税）として分離し、その税収を人口と従業員数を基準に地方法人特別譲与税として都道府県に再配分する仕組みが導入されたことは、大幅な都税収入の減収要因となると言われていることから、先行きは不透明で厳しいものと言わざるを得ない。

こうした状況の中、都財政が、弾力的で強じんな財務体質を確立し、膨大な財政需要に応えていくために、歳入の根幹をなす都税徴収の重要性は一段と高まってきている。

2 都税の種類

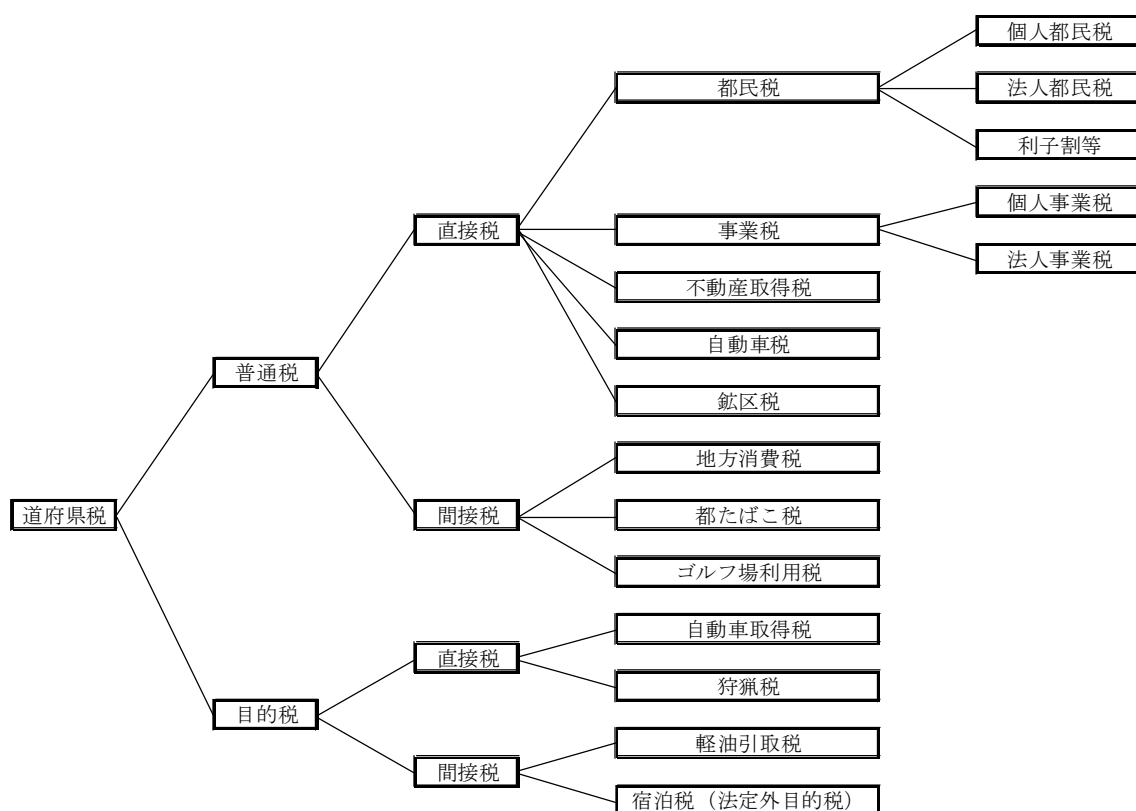
(1) 都税の種類

税金の分け方と種類は一般的に次のようになっている。そのうち、東京都の関係する道府県税は以下の図に示すとおりである。

(表3) 税金の主な分け方

国 税	国に納める税金
地方税	地方自治体に納める税金（道府県税と市町村税に分かれる。）
直接税	税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金（所得税、住民税など）
間接税	税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金（消費税、たばこ税など）
普通税	一般的な財源に充てられる税金（所得税、住民税など）
目的税	特定の用途のみに充てられる税金（自動車取得税、都市計画税など）

(図1) 道府県税（都税）の種類



また上記の他、東京都 23 区内においては、市町村税のうち、法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税は特例により、都税として都

によって徴収されている。

これらを徴収方法等の別にまとめると、以下の「(表4) 都税の種類と特徴」及び「(表5) 納税方法について」のとおりである。

(表4) 都税の種類と特徴

	普通徴収	申告納付	特別徴収	証紙徴収
道府県税	都民税(個人)(普)※1 事業税(個人)(普) 不動産取得税(普) 自動車税(普)※2 鉦区税(普) 固定資産税(普) (大規模償却資産)	都民税(法人)(普) 事業税(法人)(普) 地方消費税(普) 都たばこ税(普) 自動車取得税(目)	都民税(利子割)(普) (配当割)(普) (株式等譲渡所得割)(普) ゴルフ場利用税(普) 軽油引取税(目)※3 宿泊税(外)	狩猟税(目)
市町村税	固定資産税(普) 都市計画税(目)	都民税(法人)(普) 特別土地保有税(普) 事業所税(目)		

(注) 1 (普) 普通税 (目) 目的税 (外) 法定外目的税

(注) 2 2以上の徴収方法を採る税目は、原則的な徴収方法により区分した。

表中に表れない徴収方法は、以下のとおり

※1 一部特別徴収 ※2 一部証紙徴収 ※3 一部申告納付

(注) 3 表中市町村税については、都の特例により23区内では都税として扱っている。

(注) 4 宿泊税は、都が独自に課税する法定外目的税であり、平成14年10月1日から実施している。

(注) 5 特別土地保有税は、平成15年度以降、新たな課税を停止している。

(表5) 納税方法について

納税方法	内 容
普通徴収	都が納税者に納税通知書を交付することによって徴収することをいう。
申告納付	納税者がその納付すべき都税の課税標準額及び税額を申告し、納税することをいう。
特別徴収	都税の徴収について、便宜を有するものを特別徴収義務者として指定し、その者から税金を徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
証紙徴収	都が発行する証紙により都税を払い込むことをいう。

(2) 都税の種類ごとの内容及び申告期限

都税の種類ごとの内容は以下の表に示すとおりである。

(表 6) 都税の内容

税 目	内 容
個人都民税	前年中に一定の所得があった都民に課す税金であり、実際の事務は区市町村において区市町村民税とともに課税及び徴収された後、都に払い込まれる。
法人都民税	都内に事務所又は事業所を持つ法人に課す税金
都民税利子割等	銀行や郵便局などの金融機関等から預貯金などの利子等の支払を受ける際に課す税金
個人事業税	都内に事務所又は事業所を設けて 290 万円を超える事業所得等があった個人に課す税金
法人事業税	都内に事務所等を設けて事業を行う法人に課す税金
不動産取得税	不動産（土地・家屋）を取得した場合に課す税金
自動車税	自動車の所有者又は使用者に課す税金
鉦区税	都内の鉦区に対して課す税金
地方消費税	商品の販売・サービスの提供など、対価を得て行う取引に課す税金
都たばこ税	たばこに対して課す税金
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用に対して課す税金
自動車取得税	自動車（軽自動車を含む。）を取得したときに課す税金
狩猟税	狩猟者登録をする際に課す税金
軽油引取税	軽油の引取り等に対して課す税金
宿泊税(法定外目的税)	都内のホテル又は旅館に宿泊する人に課す税金
法人市町村民税	区市町村に事務所又は事業所を持つ法人に課す税金だが、23 区内の法人については、都の特例として、市町村民税相当分もあわせて都民税として都が徴収する。市町村にある法人については、それぞれの市町村で徴収する。
固定資産税	固定資産を所有している者に課税する市町村税であるが、23 区内の者については、特例で都が都税として徴収する。市町村については、それぞれの市町村で徴収する。
特別土地保有税	一定規模以上の土地を取得したり保有したりする者に課税する市町村民税であるが、23 区内では特例で都が都税として徴収する。平成 15 年度以降、新たな課税を停止している。

事業所税	都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市においてのみ課税する市町村税である。23 区では特例で都税として課税するほか、23 区外の都内では、武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の 4 市で課税している。
都市計画税	都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、原則として都市計画法による市街化区域内に土地や家屋を所有している者に課税する。 固定資産税と同様に市町村税だが、23 区は特例で、都が都税として課税している。

主な都税の申告、納期及び納税方法は以下の表に示すとおりである。

(表 7) 主な都税の申告、納期及び納税方法

税 目	申告期限	納期 (限)	納税方法
個人都民税	給与所得者の場合は、給与支払者が給与支払報告書を 1 月 31 日まで	給与支払者が 6 月から翌年 5 月まで毎月徴収して翌月 10 日まで	給与支払者が特別徴収して納入（普通徴収の場合もある。）
	給与所得者以外の者は 3 月 15 日まで	6 月、8 月、10 月及び 1 月 ただし、市町村によって異なる場合がある。	普通徴収
法人都民税	事業年度が終了した日から 2 月以内	申告期限と同じ	申告納付
個人事業税	3 月 15 日まで	8 月及び 11 月	普通徴収
法人事業税	事業年度が終了した日から 2 月以内	申告期限と同じ	申告納付
不動産取得税	取得した日から 30 日以内 (ただし、都からの納税通知書の送付は後日となる。)	納税通知書で定める日	普通徴収
自動車税	取得、変更又は滅失の日から 7 日以内	5 月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日まで	申告期限と同じ	申告納入・納付
固定資産税	1 月 31 日まで (償却資産)	6 月、9 月、12 月、2 月の 4 期	普通徴収

(1) 都税収入の税目ごとの内訳

(表 8) 都税収入の税目ごとの内訳

区 分			平成 18 年 度	構成比	平成 19 年 度	構成比	平成 20 年度 当初予算額	構成比
都税総額			4,923,639	100%	5,509,508	100%	5,509,680	100%
内訳	都 民 税	合 計	1,547,376	31.4%	2,007,496	36.4%	2,025,222	36.8%
		個 人	448,538	9.1%	778,032	14.1%	833,096	15.1%
		法 人	1,051,047	21.3%	1,166,285	21.2%	1,122,151	20.4%
		利子割	47,791	1.0%	63,178	1.1%	69,976	1.3%
	事 業 税	合 計	1,396,820	28.4%	1,506,537	27.3%	1,490,205	27.0%
		個 人	55,109	1.1%	56,570	1.0%	57,558	1.0%
		法 人	1,341,711	27.3%	1,449,967	26.3%	1,432,647	26.0%
	繰入地方消費税		352,818	7.2%	348,885	6.3%	335,134	6.1%
	不 動 産 取 得 税		96,846	2.0%	96,223	1.7%	92,021	1.7%
	都 た ば こ 税		33,546	0.7%	33,195	0.6%	31,409	0.6%
	ゴルフ場利用税		785	0.0%	769	0.0%	797	0.0%
	自 動 車 税		121,342	2.5%	121,032	2.2%	118,507	2.2%
	鉱 区 税		3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%
	固 定 資 産 税		1,000,880	20.3%	1,019,053	18.5%	1,034,885	18.8%
	特別土地保有税		88	0.0%	24	0.0%	32	0.0%
	自動車取得税		45,597	0.9%	42,437	0.8%	42,367	0.8%
	軽油引取税		49,158	1.0%	47,585	0.9%	46,850	0.9%
	狩 猟 税		8	0.0%	7	0.0%	7	0.0%
	事業所税		89,078	1.8%	92,915	1.7%	94,433	1.7%
	都市計画税		188,004	3.8%	191,936	3.5%	196,357	3.6%
	宿泊税		1,291	0.0%	1,410	0.0%	1,449	0.0%
	旧法による税		1	0.0%	3	0.0%	1	0.0%

12

(表 9) 都税収入の税目ごとの集約比較表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度		平成19年度		比較増減	
		都税収入	構成比	都税収入	構成比	増減額	増減率
都税総額		4,923,639	100%	5,509,508	100%	585,869	11.9%
内 訳	法人二税	2,392,758	48.6%	2,616,252	47.5%	223,494	9.3%
	固定資産税 都市計画税	1,188,884	24.2%	1,210,989	22.0%	22,105	1.9%
	個人都民税	448,538	9.1%	778,032	14.1%	329,494	73.5%
	その他の税	893,459	18.1%	904,236	16.4%	10,776	1.2%

都税収入に占める法人二税（都民税・事業税）及び固定資産税・都市計画税のウェートが非常に高いことがわかる。また、平成 19 年度の個人都民税の伸びが著しいが、これは税制改正に伴う所得税から個人住民税への税源移譲によるものである。

(2) 平成 19 年度の主な都税事務所別の収入状況

① 区部都税事務所

区部の 23 都税事務所の収入額は、以下の表に示すとおり、4 兆 6,933 億 81 百万円であり、都税全体の 85.2%を占めている。

そのうち、大企業が集中する港、千代田、中央、新宿、渋谷の 5 事務所計は、3 兆 13 億 44 百万円で都税全体の 54.5%を占めている。この 5 事務所は、法人都民税・事業税を始め、固定資産税・都市計画税、不動産取得税、事業所税などの税目においても大きな割合を占めている。

(表 10) 区部上位 5 所の都税収入額及び構成比

(単位：百万円)

区分		都税収入額	構成比
区部計		4,693,381	85.2%
①	港	853,158	15.5%
②	千代田	798,143	14.5%
③	中 央	729,701	13.2%
④	新 宿	323,051	5.9%
⑤	渋 谷	297,291	5.4%
5事務所計		3,001,344	54.5%

② 多摩地域都税事務所

多摩地域を所管する立川、八王子の2事務所及び府中、小平、青梅、町田の4支所の収入額は、2,933億19百万円で都税全体の5.3%である。

(表11) 多摩地域の都税収入額及び構成比(立川と八王子の数値は支所を含む。) (単位:百万円)

区分		都税収入額	構成比
多摩地域計		293,319	5.3%
	立川	171,458	3.1%
	八王子	121,861	2.2%

③ 主な税目別収入内訳(%は、税目の所別構成比)

(ア) 都民税(個人) 収入額7,780億円

都民税(個人)は都税収入全体の14.1%で、納税者数の多い地域の事務所で収入額が大きい。なお、中央都税事務所の収入額には、配当割及び株式等譲渡所得割が含まれている。

(表12) 都民税(個人)の所別収入額上位4所 (単位:百万円)

区分		都税収入額	構成比
①	立川	115,534	14.8%
②	八王子	78,553	10.1%
③	世田谷	67,804	8.7%
④	中央	49,198	6.3%

(イ) 法人二税 収入額2兆6,163億円

法人都民税・事業税は大企業の本社が集中する都心事務所で収入額が大きい。

(表13) 法人二税の所別収入額上位3所 (単位:百万円)

区分		都税収入額	構成比
①	千代田	598,769	22.9%
②	港	587,506	22.5%
③	中央	475,502	18.2%

(ウ) 不動産取得税 収入額 962 億円
港、立川、渋谷の上位 3 所計で、全体の 28.7%を占める。

(表 1 4) 不動産取得税の所別収入額上位 3 所
(単位：百万円)

区分		都税収入額	構成比
①	港	13,678	14.2%
②	立 川	7,005	7.3%
③	渋 谷	6,913	7.2%

(エ) 自動車税 収入額 1,210 億円
自動車税は、都税総合事務センターの普通徴収が原則であるが、新規登録等による月割課税分は各自動車税事務所の証紙徴収による。

(表 1 5) 自動車税の都税総合事務センターの収入額内訳
(単位：百万円)

区分		都税収入額	構成比
都税総合事務センター		110,131	91.0%
5 自動車税事務所		5,599	4.6%

(オ) 固定資産税・都市計画税 収入額 1 兆 2,110 億円
千代田、港、新宿、中央、世田谷、渋谷の上位 6 所で 50.9%を占める。また、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、110 億 40 百万円（国有資産等所在市町村交付金 90 億 14 百万円、日本郵政公社有資産所在市町村納付金 20 億 26 百万円）が収入計上された。

(表 1 6) 固定資産税・都市計画税の所別収入額上位 6 所
(単位：百万円)

区分		都税収入額	構成比
①	千代田	159,690	13.2%
②	港	145,251	12.0%
③	新 宿	89,110	7.4%
④	中 央	87,772	7.2%
⑤	世田谷	68,235	5.6%
⑥	渋 谷	66,022	5.5%

(カ) 事業所税 収入額 929 億円

事業所税事務のブロック化により、千代田、中央、港、新宿、台東、渋谷、豊島の 7 ブロック所で 99.9%を占め、大規模事業所の集中する港、千代田、中央の収入が多い。

(表 1 7) 事業所税の所別収入額上位 3 所

(単位：百万円)

区分		都税収入額	構成比
①	港	24,681	26.6%
②	千代田	21,434	23.1%
③	中 央	17,141	18.4%

4 徴収率、滞納未収入額及び不納欠損額の推移

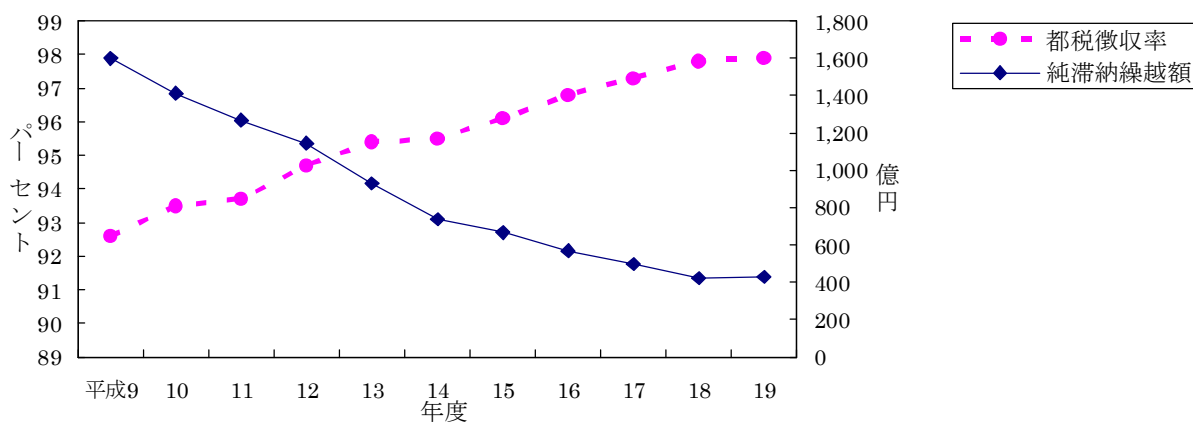
(1) 徴収率、純滞納繰越額及び不納欠損額の推移

平成9年度から平成19年度までの都税の徴収率、純滞納繰越額及び不納欠損額の推移は、以下の表及び図に示すとおりである。なお、徴収率は年度内における収入額の調定額に対する割合であり、純滞納繰越額とは、不納欠損後の滞納未収入額のうち停止額を控除した金額である。

(表18) 及び (図2) 都税徴収率、純滞納繰越額及び不納欠損額の推移

(単位：％、億円)

区 分	平成9 年度	平成10 年度	平成11 年度	平成12 年度	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度
都税徴収率	92.6	93.5	93.7	94.7	95.4	95.5	96.1	96.8	97.3	97.8	97.9
純滞納繰越額	1,599	1,413	1,269	1,145	930	737	667	569	498	422	429
不納欠損額	483	332	404	358	337	300	239	251	219	189	130



平成9年度以降、主税局のさまざまな取組により徴収率は上昇傾向にあり、純滞納繰越額及び不納欠損額は減少傾向にある。

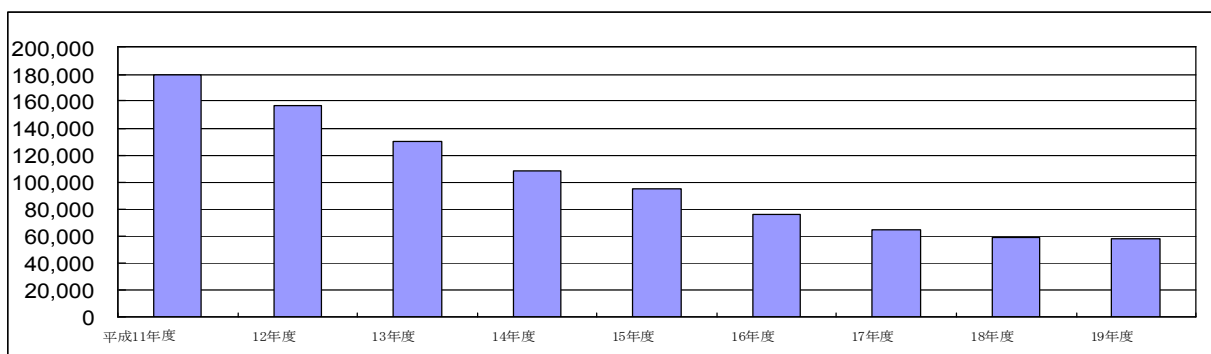
(2) 滞納未収入額の推移と分析

一方、滞納未収入額（純滞納繰越額に停止中の額を加えたもの）の推移は以下の表及び図に示すとおりである。滞納未収入額は平成19年度まで、金額、件数とも継続して減少傾向にあり、平成19年度末の滞納未収入額は、580億円となっている。

(表 19) 及び (図 3) 滞納未収入額の推移

年度	滞納未収入額 (百万円)	件数 (件)	1件当たりの金額 (千円)	内訳	
				停止中の額 (百万円)	純滞納繰越額 (百万円)
平成11年度	179,643	1,216,791	148	52,789	126,854
平成12年度	157,076	1,034,232	152	42,592	114,483
平成13年度	130,155	866,225	150	37,159	92,996
平成14年度	108,528	781,666	139	34,796	73,732
平成15年度	95,210	739,271	129	28,512	66,698
平成16年度	76,079	678,122	112	19,225	56,854
平成17年度	64,429	599,506	107	14,676	49,753
平成18年度	58,381	513,727	114	16,214	42,167
平成19年度	58,003	468,407	124	15,130	42,873

(単位：百万円)

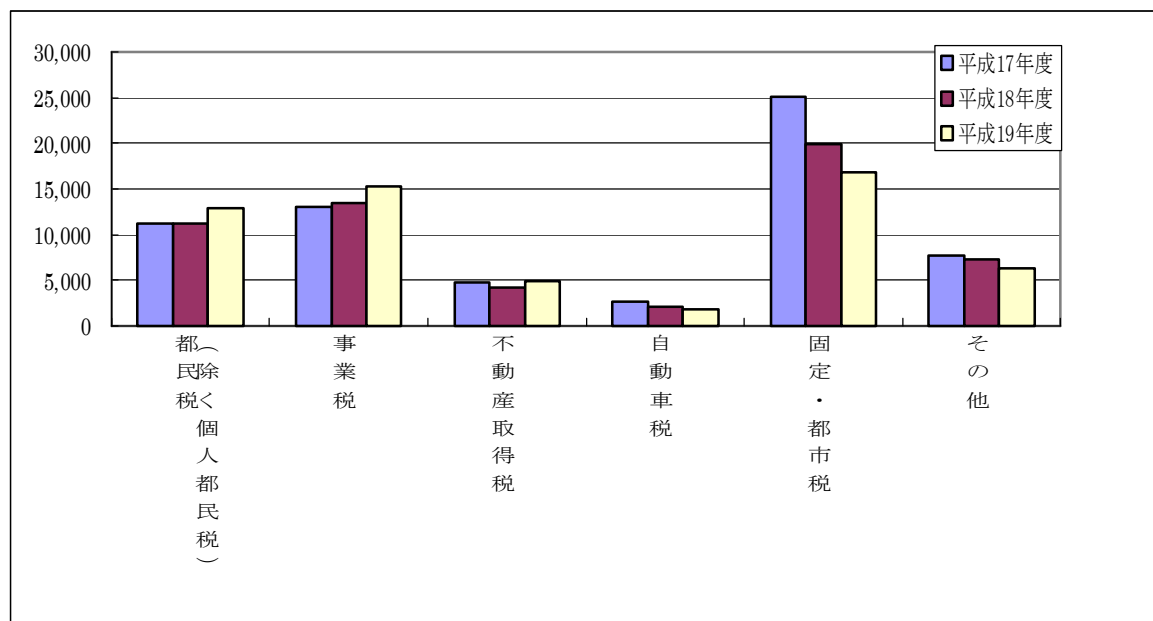


平成17年度から平成19年度にかけて滞納未収入額の主な税目別の推移を見ると以下に示す表及び図のようになり、都民税（個人都民税を除く。）、事業税、不動産取得税が増加に転じている。

(表 20) 及び (図 4) 滞納未収入額の主な税目別内訳 (単位: 百万円)

税目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
都民税 (個人都民税を除く。)	11,295	11,293	12,903
事業税	13,049	13,463	15,319
不動産取得税	4,718	4,263	4,856
自動車税	2,600	2,162	1,826
固定資産税・都市計画税(含む交付金。)	25,836	21,011	18,011
その他	6,931	6,189	5,088
合計	64,429	58,381	58,003

(単位: 百万円)



5 徴収事務の流れ

(1) 都税徴収事務の流れ

都税徴収事務の流れは以下のとおりである。(21 頁 図 5 参照)

① 督促状発付

納税義務が確定した税金等が納期限を経過しても納税されない場合は、督促状を発付しなければならない。(地方税法第 66 条等では納期限後 20 日以内に発することとされている。)

② 滞納票出票

督促状発付後一定期間を経過するまでは課税部門で所管し、納付期日経過後でも未納のものについては、滞納者別の管理票である「滞納票」を徴収部門に出票して、滞納整理を開始する。

③ 文書催告

滞納事案については、通常、文書による納税の催告を行う。

④ 電話催告

納付の確認が取れない者に対して電話による納税催告を行う。昼間の電話によって連絡の取れない者に対しては、夜間に催告を行う。また、給与所得者には、必要に応じて勤務先にも連絡を行う。

⑤ 臨戸・臨場

電話番号調査で、電話番号が判明しない者、電話によっては連絡が取れない者及び納付の意思を示さない者等に対して、必要性や有効性に応じて、臨戸により納税催告を行う。その折、滞納者の居宅、店舗、事務所、車の保管等の状況の確認を行い、生計・営業状況の把握に努め、納税交渉及び滞納処分の参考とする。滞納者への連絡手段について、看板や聞き取りにより電話番号をできる限り把握する。滞納者が不在の場合は、交付する必要がある文書を差し置く。一連の臨戸についての記録は、交渉記録として保管する。

⑥ 財産調査

催告書等の送付、電話・臨戸による催告によっても連絡が取れない者、納付がない者及び納付の申出はあったが、履行されない者については、財産及び生計の状況の調査を行う。

⑦ 差押、交付要求

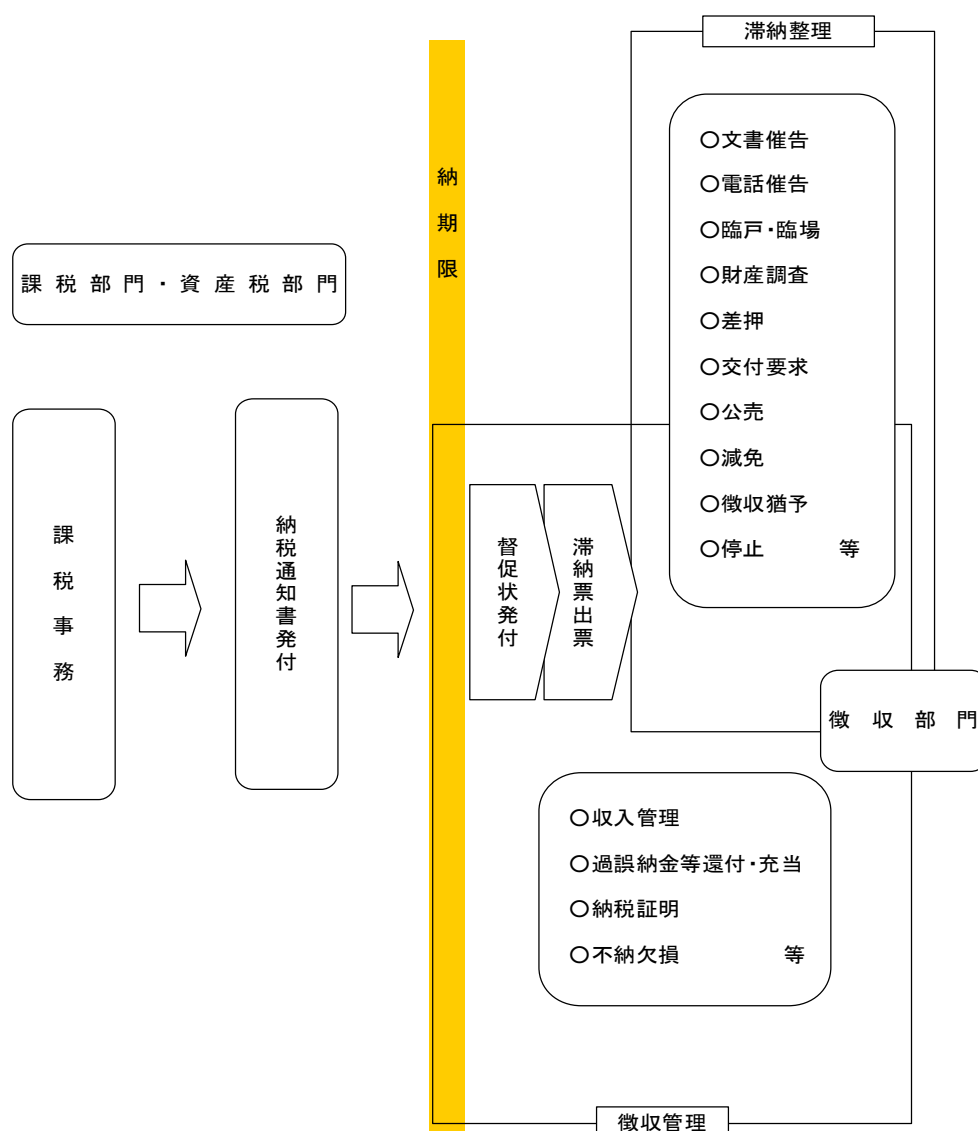
催告や納税交渉によっても納税しない滞納者に対しては、租税債権を確保するため、徴収職員は財産の差押を行う。

一方、交付要求は、滞納者の財産についてすでに滞納処分や強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、その手続に参加して配当を受け、それにより租税の徴収を行うことをいう。

⑧ 公売

差押によっても自主的に納税しない場合は、差し押えた財産を金銭に換え、滞納税額に充当するため、公売を行い、換価を行う。インターネットの普及に伴い、従来の入札形式に加えネットオークション形式が行われている。

(図5) 都税課税徴収事務の流れ



(2) 滞納処分の執行停止

滞納処分の執行停止（以下「停止」という。）とは地方税法第 15 条の 7 第 1 項の規定により、滞納者に一定の事由があると認められる場合に、地方団体の長の職権で徴収処分の執行手続を停止するものであり、次のように定められている。

① 要件

滞納者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。

ア 滞納処分をすることができる財産がないとき。

イ 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

ウ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

② 手続

滞納整理担当係の担当者は、滞納整理を進める過程で停止として処理することが適当であると認められる滞納者については、滞納者一人別に滞納処分停止調査兼決定書を作成し、調査資料を添付の上、決定権者の決定を受ける。

③ 停止の効果

ア 差押の解除

地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号による停止をしたときは、停止の期間内はその停止に係る徴収金につき新たな差押をすることができず、既に差し押えた財産についてはその差押を解除しなければならない（地方税法第 15 条の 7 第 3 項）。

イ 延滞金の免除

停止をした徴収金に係る延滞金額のうち、その停止をした期間に対応する部分に相当する金額が免除となる（地方税法第 15 条の 9 第 1 項）。

ウ 時効

停止の期間中においても、その停止に係る徴収金の消滅時効は進行し、消滅時効が完成すれば停止期間内でも納税義務は消滅する。

エ 停止期間満了

停止期間が 3 年間継続したときは、当該徴収金の納税義務が消滅する（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。

停止額の推移は、18 頁に示すとおりであり、平成 11 年度は 528 億円と多額であったが、平成 17 年度は 147 億円まで減少し、平成 19 年度は 151 億円となっている。

(3) 不納欠損処理

不納欠損はすでに調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の処分、不納欠損額の推移は 17 頁に示すとおりであり、平成 9 年度は 483 億円と多額であったが、平成 19 年度は 130 億円と減少してきている。不納欠損をする場合は、処理によって納税義務は消滅するため、厳格な取扱いが要求される。不納欠損処理ができる場合は、地方税法において定められ、次の 5 つに分類される。

① 停止同時欠損（停止同時消滅決定による納税義務の消滅）

地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号（滞納処分することができる財産がない）該当により停止をする場合に、当該滞納者について同条第 5 項（徴収金を徴収することができないことが明らか）に該当する事由があるとき、停止の決定と納税義務の消滅決定とを併せて行うもの。

② 停止中即時欠損（停止後の消滅決定による納税義務の消滅）

地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号該当により既に停止した滞納者について、同条第 5 項に該当する事由が発生したため停止期間満了前に納税義務を消滅させるもの。

③ 停止中時効完成（停止期間中の時効完成による徴収権の消滅）

停止に係る徴収金について、停止期間満了前に、地方税法第 18 条第 1 項（法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しない）の規定による消滅時効が完成したときは、以後停止を継続する理由がないので、徴収権の消滅決定を行うもの。

④ 停止期間満了（停止期間満了による納税義務の消滅）

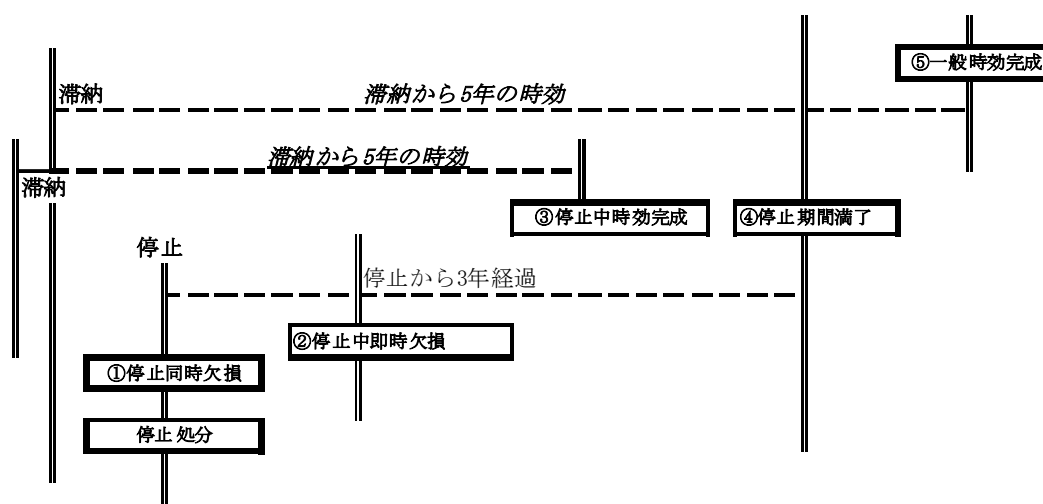
地方税法第 15 条の 7 第 4 項（執行停止期間が 3 年間継続）の規定により、納税義務が消滅するもの。

⑤ 一般時効完成（停止以外の時効完成による徴収権の消滅）

停止に係る徴収金以外の徴収金について、地方税法第 18 条第 1 項の規定による消滅時効が完成したもの。

この関係を図にすると次のようになる。

(図6) 滞納から停止そして不納欠損処理に至るフロー



(4) 平成18年度及び平成19年度における不納欠損事由の分析

都における平成18年度と19年度不納欠損額上位1,000人員（滞納者数）の不納欠損事由は次のようになっている。

内訳を欠損額で見ると平成18年度は①停止同時欠損が76%、②停止中即時欠損が12%であり、平成19年度は①停止同時欠損が42%、②停止中即時欠損が44%、とその構成率においてかなりの違いがあったが、平成18年度は会社自体が既に破綻し、整理等が行われ1億円以上の停止同時欠損の件数が多かったことによる。

しかし、人員及び件数で見ると、平成18年度と平成19年度の不納欠損はほぼ同じような傾向にあり、①停止同時欠損が50%超であり、②停止中即時欠損が24%超でこれに続いている。この傾向は、一見不納欠損処理が早すぎるのではないかとさせる。しかし、都では滞納になった税金を徴収するために財産調査や滞納処分を徹底して行い、どうしても徴収することができないものについて停止を行っているため、不納欠損処理についても的確な見極めが可能となっている。そのため限られたマンパワーを徴収可能な案件に集中することができ、都の滞納繰越額の徴収率が高い要因となっているものとする。

(表 2 1) 平成 18 年度不納欠損事由別内訳 (上位 1,000 人員) (単位: 人、円、件)

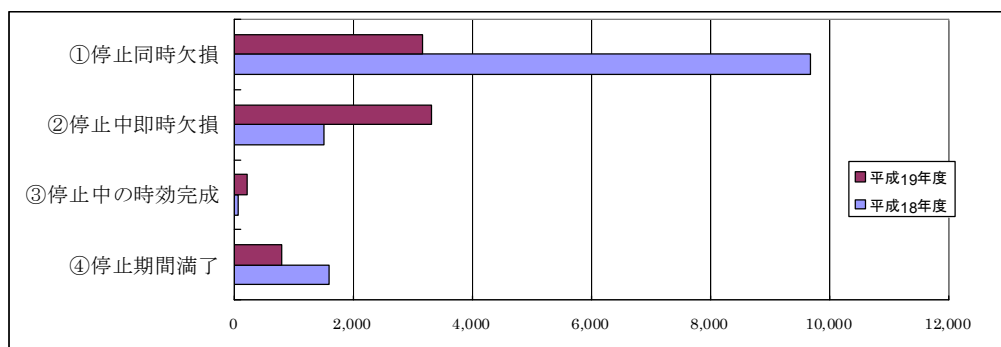
欠損事由	人員		欠損額		欠損件数	
①停止同時欠損	515	51.5%	9,683,821,051	75.5%	11,765	51.1%
②停止中即時欠損	278	27.8%	1,500,136,392	11.7%	5,682	24.7%
③停止中の時効完成	14	1.4%	51,423,815	0.4%	155	0.7%
④停止期間満了	193	19.3%	1,583,964,416	12.4%	5,428	23.6%
合計	1,000	100%	12,819,345,674	100%	23,030	100%

(表 2 2) 平成 19 年度不納欠損事由別内訳 (上位 1,000 人員) (単位: 人、円、件)

欠損事由	人員		欠損額		欠損件数	
①停止同時欠損	546	54.6%	3,153,708,321	42.3%	10,537	55.0%
②停止中即時欠損	298	29.8%	3,303,349,868	44.3%	5,611	29.3%
③停止中の時効完成	14	1.4%	209,632,875	2.8%	382	2.0%
④停止期間満了	142	14.2%	783,105,528	10.5%	2,623	13.7%
合計	1,000	100.0%	7,449,796,592	100.0%	19,153	100.0%

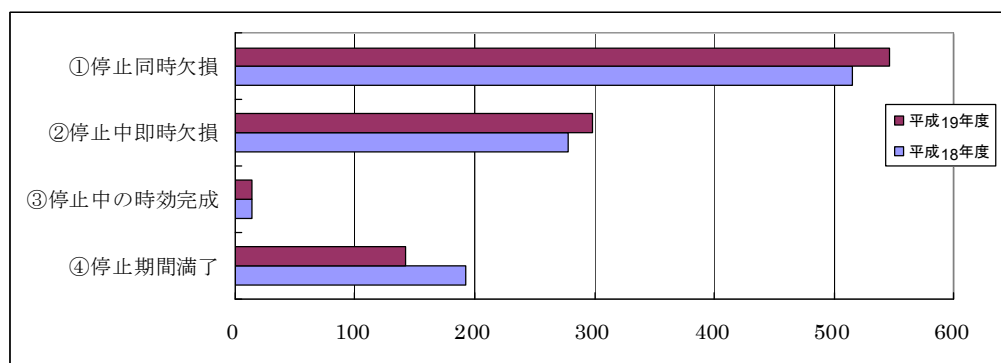
(図 7) 欠損額比較

(単位: 百万円)



(図 8) 人員比較

(単位: 人)



6 差押の状況

平成16年度当初から平成20年度当初までの純滞納繰越額の整理区分別の内訳は以下に示すとおりである。

平成20年度当初における純滞納繰越額429億円のうち差押を実施している滞納額は174億円となっており、その構成比率は約40.6%となっていて毎年度約40%以上で推移している。

平成20年度の当初の差押財産別の内訳は、不動産が129億円、債権が33億円となっている。しかし、この金額は差押を実施している滞納額であり、差押により保全されている金額を表すものではない。例えば、2千万円の滞納額がある場合、電話加入権を1件差し押えた場合には2千万円と計上される。

(表23) 年度別純滞納繰越額の整理区分の内訳 (単位：億円)

区 分	未処分	差押 a	所外交付 要求等	滞納後徴収猶 予・換価猶予	合計 b	差 押 構成比 a/b
平成16年度当初	348	278	34	6	667	41.7%
平成17年度当初	297	229	38	5	569	40.2%
平成18年度当初	251	218	24	5	498	43.8%
平成19年度当初	222	173	22	4	422	41.0%
平成20年度当初	217	174	23	15	429	40.6%

(表24) 年度別差押財産内訳 (単位：億円)

区 分	不動産	債権	電話加入権	その他	合計
平成16年度当初	204	56	15	3	278
平成17年度当初	174	39	13	3	229
平成18年度当初	153	53	8	3	218
平成19年度当初	131	34	6	3	173
平成20年度当初	129	33	5	7	174

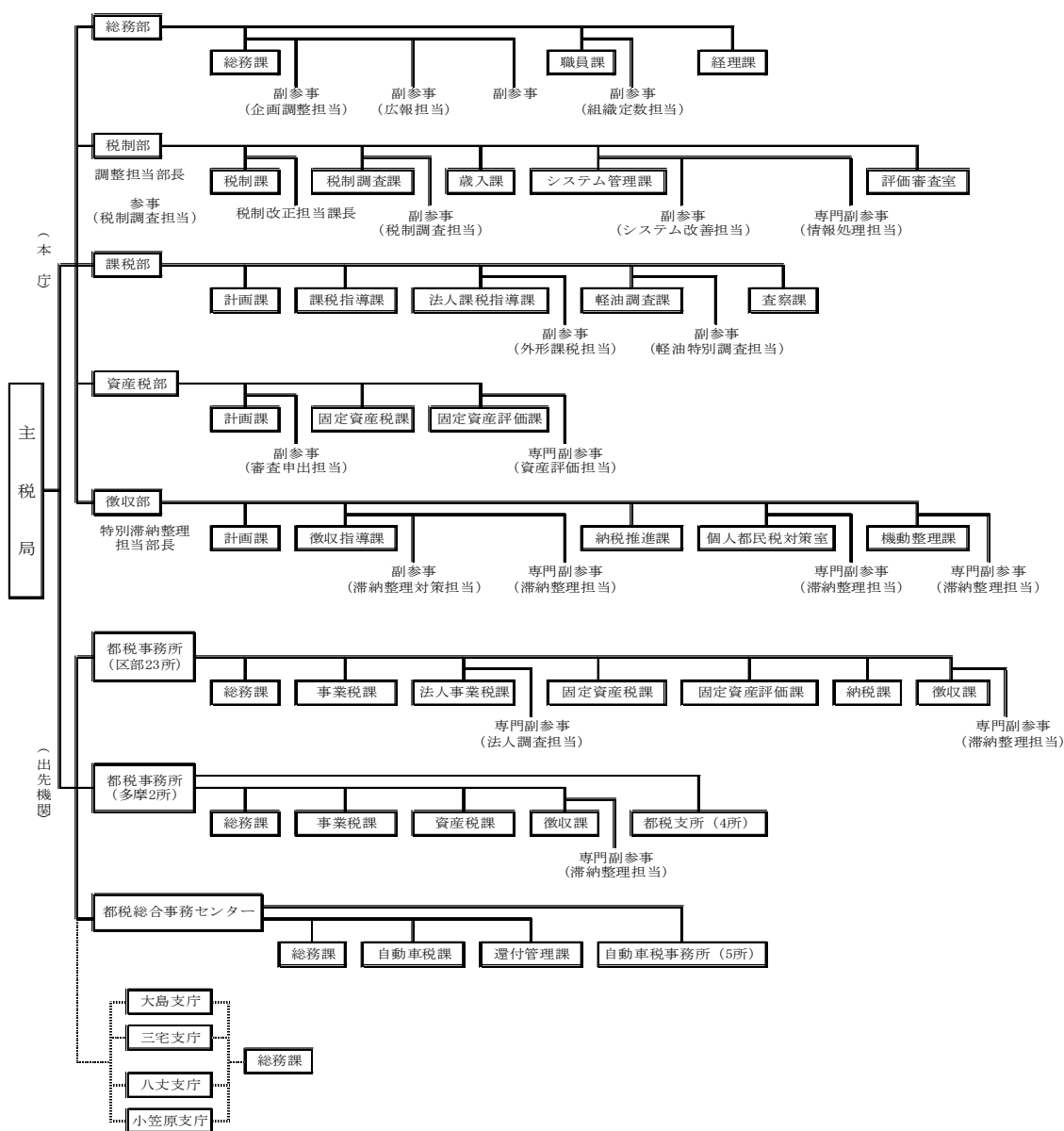
7 徴収担当組織及び職員数

(1) 組織図

平成 20 年 4 月 1 日現在、主税局は本庁の外、都税事務所が区部 23 箇所及び多摩地区 2 箇所の合計 25 箇所、都税総合事務センターが 1 箇所あり、職員数は総勢 3,526 名を数える。

組織図及び所属ごとの職員数は以下に示す図及び表のとおりである。

(図 9) 主税局組織図（平成 20 年 4 月 1 日現在）（平成 20 年度主税局事業概要より抜粋）



(表 25) 所属別・職種・職層別職員数 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

所 属	管 理 職	課 長 補 佐	係 長	次 席	主 任	1 ～ 2 級 等	職 員 数	う ち 定 数 外 職 員		嘱 託 員	非 常 勤
								休 職 等	そ の 他		
千 代 田	7	11	31		56	43	148	4		7	4
中 央	7	10	39		66	61	183	2		8	3
港	9	11	40	1	77	68	206	3		7	5
新 宿	8	8	44	1	82	53	196	7		8	6
文 京	4	5	15	1	29	18	72			4	4
台 東	5	6	19		35	26	91	1		9	3
墨 田	4	4	19		27	17	71			9	3
江 東	6	7	22		38	29	102	2		7	4
品 川	5	6	22		35	35	103	3		9	4
目 黒	4	6	15		28	17	70	1		7	3
大 田	6	8	25	3	47	44	133	2		8	4
世 田 谷	6	7	28	2	70	44	157	8		8	5
澁 谷	6	7	23		53	39	128			8	6
中 野	4	6	15	1	29	20	75	3		5	3
杉 並	6	6	21		43	30	106	1		9	4
豊 島	5	5	20		44	22	96	3		8	3
北	4	6	15		32	15	72	2		7	3
荒 川	5	6	16		33	18	78	2		8	3
板 橋	5	5	20		49	20	99	2		6	4
練 馬	7	7	23		57	39	133	3		8	6
足 立	6	7	24	1	64	41	143	4		9	4
葛 飾	5	6	19	2	44	25	101	2		7	4
江 戸 川	6	7	23	1	50	42	129	3		6	4
計	130	157	538	13	1,088	766	2,692	58	0	172	92
八 王 子	7	8	18		50	34	117	3		16	4
立 川	8	8	24		73	40	153	5		20	4
計	15	16	42	0	123	74	270	8	0	36	8
事務センター	4	4	7		35	21	71	1			
品 自	1	1	1				3			1	
練 自	1	1	1				3			1	
足 自	1	1	1				3				
多 摩 自	1	1	1			1	4			1	
八 自	1	1	1				3			1	
計	9	9	12	0	35	22	87	1	0	4	0
総 務	13	9	10	1	24	17	74		8	3	2
税 制	12	8	14	1	10	25	70	1	3		
課 税	8	10	28		12	52	110				
資 産 税	20	7	15		20	41	103				
徴 収	11	12	24		17	56	120	3			
計	64	46	91	2	83	191	477	4	11	3	2
合 計	218	228	683	15	1,329	1,053	3,526	71	11	215	102

(注) 上記職員数には、財団法人東京税務協会への派遣職員を含む。「非常勤」とは専務的非常勤・専門的非専務的非常勤を指す。

(2) 年齢構成と今後の課題

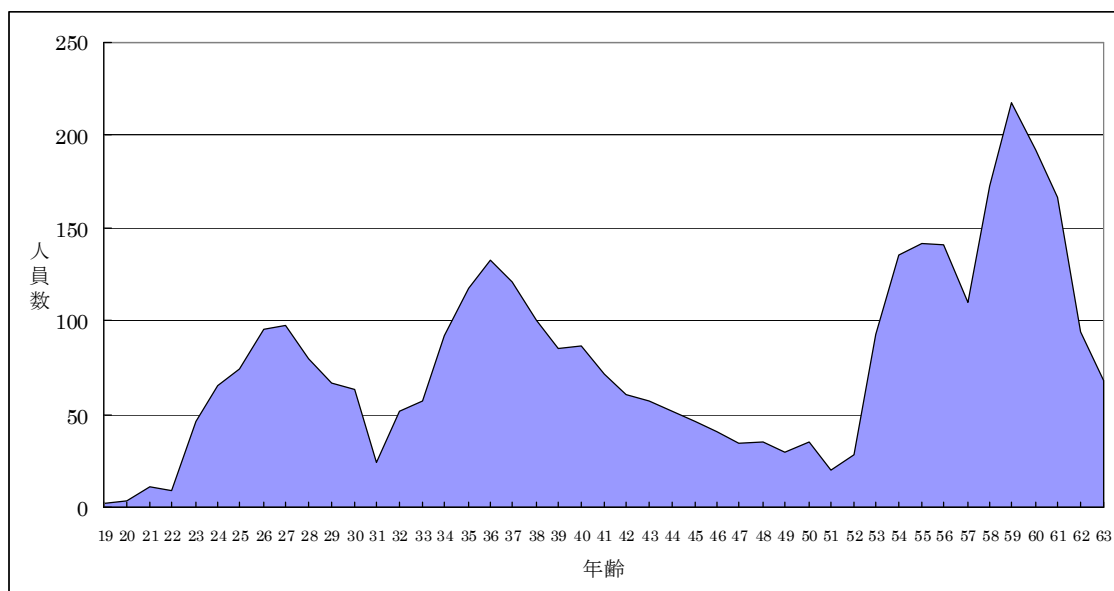
主税局の平成 20 年 4 月 1 日現在の総職員数（正規職員）は 3,526 名である。その職種・職層別職員数は、以下に示すとおりである。

(表 2 6) 主税局 職種・職層別職員数
(平成 20 年 4 月 1 日現在)

職種・職層	人数
管理職	218
課長補佐	228
係長	683
次席	15
主任	1,329
1 から 2 級等	1,053
合計	3,526

また、主税局職員の年齢別人員グラフは以下に示すとおりである。

(図 1 0) 主税局職員年齢別人員（平成 20 年 4 月 1 日現在）



上記の図において 61 歳以上は、すべて再任用であり、その内訳は、管理職 7 名、課長補佐 4 名、係長 1 名、主任 304 名、1 から 2 級等 12 名の合計 328 名である。

これによると、主税局の職員は、53 歳から 60 歳までの合計は 1,204 名であり、61 歳以上の再任用職員を除いた職員総数 3,198 名に対して 37.6%と極端に変形し

た年齢構成となっている。

主税局では、今後、職員の大量退職がピークを迎え、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 か年で約 600 名のいわゆる団塊の世代の職員が退職することになる。さらに、大量退職は、3 年間にとどまることなく、それ以後 4 年間に毎年 100 名を超す職員の退職が予定されている。これは単に職員の大幅な減少だけの問題にとどまらず、これまで長年の経験により培ってきた主税局の財産である税務専門知識・技法が急速かつ大量に失われるおそれがある。

一方、地方分権改革の進展により国から地方への税源移譲が実施され、今後、地方自治体自らの選択と責任において主体的な行財政運営が必要となってくる。主税局職員一人ひとりの政策形成能力の向上と説明責任の重要性が増すとともに、より一層の資質向上が必要となってくる。

(3) 人材育成について

租税の徴収に関する業務に従事する職員の中で、滞納処分に関する権限を特に付与されている徴収職員は、主税局職員数の減少（平成 17 年度に比べて 313 名減少）に伴い、その人数が減少（同年度に比較して 108 名減少）している。また、僅かではあるが、主税局職員全体に占める徴収職員の比率も 4 年前と比較して、0.6 ポイント低下している。

(表 2 7) 税務職員に占める徴収職員の人数

年度	税務職員数	うち、徴収職員	徴収職員の 占める割合
平成 16 年度	3,835	1,122	29.2%
平成 17 年度	3,839	1,115	29.0%
平成 18 年度	3,745	1,099	29.3%
平成 19 年度	3,578	1,031	28.8%
平成 20 年度	3,526	1,007	28.6%

特に、本庁の整理係は 17 人（うち、他区市からの研修生が 3 名。整理計画係を除く。）に過ぎない。さらに 8 年後にはベテラン職員の大幅な人員減が予想される。

徴収職員の人数の減少により、特に休日臨戸の実施日数や事後調査の件数が絞られたりする問題が生じてくる。

一方、地方への税源移譲が増加していく中、税の徴収は、人手と手間のかかる仕事であり、徴収職員の減少は、徴収率の悪化につながりかねない。また、今後、景気の後退による滞納の増加などにより、区市町村が徴収している個人都民税の整理困難案件を区市町村から引き継ぐ事案が多くなることも想定されるため、事務量の

大幅な増加も予想される。

主税局は、平成 20 年 4 月に「主税局人材育成基本方針（平成 20 年度版）」を作成し、「更なる税務力強化をめざして～」の基本方針の下、短期的課題としては「管理監督職の大量退職」と「部門の専門知識を牽引する層の減少」の 2 点を挙げ、中長期的課題として「若手職員の育成」と「職級に応じた役割を果たしうる人材の育成」の 2 点を挙げている。そして前者については今後数年間で集中的に実施すべき取組の必要性を、後者については継続して実施すべき取組の必要性をそれぞれ指摘した。

さらにその基本方針に基づき、「税務力強化推進会議」を設置し、「課税分科会」「資産税分科会」「徴収分科会」で具体的取組内容について検討を行った。その結果を受けて平成 20 年 10 月に「主税局人材育成実施計画（平成 20 年度版）」を策定し、今後 3 か年又は 5 か年で組織的に人材育成を推進するための方策とスケジュールを示している。

現在ピークを迎えているベテラン職員の大量退職に対しては、長期専門科研修の実施や、再任用職員の活用による知識・技術の継承等により早急に対応する必要がある。主税局における従来のジョブローテーションについては、30 歳代までの若手職員については、できるだけ多くの税務の経験分野拡大を図り、幅広い税務知識の習得と将来の専門分野の選択肢を広げ、中堅・ベテラン職員については、本人の適性と意向を考慮し、概ね 50 歳前後より、経験分野への配置を原則とし、専門性の維持・向上を図ることを基本として行ってきた。今後ともこの方針に沿って任用管理を行っていくが、各職員の知識レベルや職層に合わせてより早い時期から税務等の専門性を高めていけるよう、人材配置及び人材活用を図っていく。具体的には、主税局における経験年数が、概ね 10 年未満の職員については、できるかぎり複数の分野・税目を経験させ、自らの強みを発見して将来の専門分野の選択が図れるよう、経験分野・業務の拡大を図り、経験年数が概ね 10 年以上の職員については、それまでの経験分野・業務で培った強みを持つ分野へ配置するよう配慮し、専門性の維持・向上を図ることとしている。

税務職員の人事は、異動要綱、人材育成実施計画等を踏まえて行う。例えば都税事務所内での異動は同一係在職 3 年以上を基準に行い、6 年で部・所間の異動となる。この間、個人から法人、固定資産税・自動車税・事業税等の納税や徴収の税務全般についての専門知識と実務を習得していく。また、職員一人ひとりを「税務のプロ」として育成するため、OJT、職場・ブロック実習、局実務実習、職層研修、課題研修を有機的に連携させて実施している。東京都の徴収率が高いのは、こうした人事・研修制度が背景にあると考える。

8 徴収に係る費用の状況

徴税費の推移は「(表 2 8) 徴税費の推移」のとおりであり、税収入に対する徴税費の割合は年々減少傾向にある。また、平成 18 年度の都道府県税徴収状況等資料(全国地方税務協議会編集)で示された税収入に対する徴税費の割合は全国平均で 2.4%であり、以下の表の 1.65%とは統計上の算出ベースが異なるため単純な比較はできないものの、他の道府県と比較して、都は最も低い状況にある。これは後に示すように、他の道府県と比較して、地方税 1 人当たり税額が大きいこともあるが、主税局が徴収を効率的に行っている結果と考える。

(表 2 8) 徴税費の推移(平成 20 年 7 月 31 日現在)

(単位: 百万円、%)

区分			平成 16 年度 (決算)	平成 17 年度 (決算)	平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 20 年度 (予算)
徴 税 費	職 員 費 ^c	給料	16,534	16,042	15,412	14,410	14,211
		諸手当	12,235	11,724	11,399	11,002	11,118
		その他	5,092	4,660	4,589	4,598	4,564
		小計	33,861	32,425	31,400	30,010	29,893
	旅費		81	85	79	72	110
	需用費		1,154	960	947	956	1,163
	報償費		27,203	27,537	29,268	46,910	33,503
	その他		16,214	12,075	19,382	13,406	16,583
	合計 b		78,513	73,081	81,075	91,355	81,252
	税収入 a		4,252,873	4,599,593	4,923,639	5,509,508	5,509,680
徴 税 費 ／ 税 収 ※	職員費 c/a		0.80	0.70	0.64	0.54	0.54
	その他(b-c)/a		1.05	0.88	1.01	1.11	0.93
	合計 b/a		1.85	1.59	1.65	1.66	1.47

(注) 1 ※は税収入に対する徴税費の割合(%)である。

(注) 2 「職員費」は、支庁における経費を含む。

(注) 3 「需用費」は、光熱水費・一般需用費の合計額である。

(注) 4 「報償費」は、特別徴収交付金、市町村都税取扱費、個人都民税徴収取扱費及び納税貯蓄組合補助金の合計額である。

(注) 5 「その他」は、施設整備費、役務費、備品購入費等の合計額である。

(注) 6 徴税費には、利子割精算金、過誤納還付金を含まない。

税収入に対する徴税費の割合が全国一低いことから分かります。主税局は、

経済的・効率的な徴収の実現に努めつつも、以下に示すように出版や広報活動による納税への啓蒙活動を行っている。

一方、先進的取組等の成果を全国的レベルで紹介し、地方自治体の税務担当者の情報交換の場として毎年「全国徴収サミット」を開催しており、平成 20 年 10 月 31 日の第 6 回全国会議は全国都道府県市町村より 555 人の参加者があった。

今日、都民の税に対する関心が高まる中で、都税に関する情報を都民に正しくかつ適時に提供する主税局の広報活動は、今後一層重要なものとなってくる。

主税局が行う広報活動は、都税に対する都民の理解と協力を一層深めるように、「(表 2 9) 平成 20 年度 出版・広報の概要」にあるような多種多様な手段や機会を利用している。特にホームページによる広報活動はパソコンの普及もあり利便性が高い。

その中で、「あなたと都税」、「ガイドブック都税」及び「不動産と税金」については、冊子による配布とホームページによる掲示を同時に行っている。ホームページのアクセス件数は平成 19 年度実績で 722,173 件と毎年増加している。

また、税金に関する基本的な質問はホームページ及びテレホンサービス（24 時間自動音声サービス）を積極的に利用してもらうように奨励している。

(表 2 9) 平成 20 年度 出版・広報の概要

種類	概要	発行（実施）回数	数量等 (1 回当たり)	配布・掲示場所等
ポスター	納期等のお知らせ	年 9 回	平均約 10,000 部	都税事務所、官公署、金融機関、交通機関車内吊り（JR、都営地下鉄、東京メトロ、都電、バスなど）
	テーマポスター	年 1 回	約 17,000 部	
あなたと都税	都税のゆくえ、税金の解説など	年 12 回	40,000 部	都税事務所、官公署、金融機関、鉄道主要駅、納税協力団体など
ガイドブック都税	一般向けに都税をやさしく解説	年 1 回	103,000 部	都税事務所、官公署、金融機関など
不動産と税金	不動産に関する税金をまとめて解説	年 1 回	113,000 部	都税事務所、官公署、金融機関など

種類		概要	発行（実施） 回数	数量等 （1回当たり）	配布・掲示場所等
ガイドブック 都税 英語版 中国語版 ハングル版		外国人向けに 税制度を解説	年1回	英語 2,600部 中国語 2,100部 ハングル 1,700部	都税事務所など
事務所広報印刷物		各都税事務所の地域にあった内容を広報	随時		都税事務所の窓口など
新聞広告		税制改正、納期等の周知	年1回	半3段	日刊6紙掲載
局内報		職員向け広報誌	年12回	4,200部	主税局職員
ホームページ		都税ガイド全般	常時		インターネット上
テレホンサービス		都税に関する「よくあるご質問」を自動音声サービスで提供	常時		自動音声サービス
他媒体	都・区市町村の広報紙など	納期のお知らせ、税制改正など	随時。生活文化スポーツ局、区市町村、納税協力団体へ掲載依頼		広報東京都：新聞折込で配布
	東京都提供テレビ・ラジオ	納期のお知らせ、税制改正など	随時。生活文化スポーツ局へ放送を依頼		都提供の放送番組
	電光掲示板	納期のお知らせなど	随時。総務局、建設局へ依頼		新宿都庁舎の行事案内表示板、新宿駅西口広場の情報案内板

なお、過去 3 年間の納税広報費は以下に示すとおりである。

(表 3 0) 過去 3 年間の納税広報費

(単位：千円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
ポスター等による 広報活動	59,611	56,922	56,901
都税ニュース発行	5,209	5,484	5,405
合計	64,820	62,406	62,306

9 他の道府県との比較

(1) 税収規模及び1人当たり税額の比較

13 大都道府県民の地方税 1 人当たり税額を比較したものは以下の表に示すとおりである。表中の税額は道府県税（相当）分と市町村税（相当）分の合計である。

大企業が集中し、所得水準や固定資産の評価額等が高いことから、他の自治体と比較して都は、1 人当たり地方税収入が高いことが分かる。

(表 3 1) 13 大都道府県民の地方税 1 人当たり税額

(出典：平成 18 年度東京都税務統計年報)

区 分	平成 17 年度		平成 18 年度	
	税額 (百万円)	1 人当たり税額 (円)	税額 (百万円)	1 人当たり税額 (円)
東京都	6,090,004	484,233	6,524,637	514,645
北海道	1,168,956	207,713	1,203,579	214,886
宮城県	548,551	232,415	556,401	236,264
埼玉県	1,611,240	228,407	1,704,249	241,020
千葉県	1,596,452	263,595	1,668,581	274,709
神奈川県	2,537,620	288,642	2,643,790	299,410
静岡県	1,059,626	279,409	1,106,271	291,354
愛知県	2,420,311	333,620	2,623,630	359,008
京都府	665,455	251,337	687,250	260,026
大阪府	2,695,885	305,754	2,815,927	319,447
兵庫県	1,420,792	254,139	1,497,253	267,845
広島県	737,874	256,505	773,812	269,152
福岡県	1,175,193	232,716	1,232,067	243,781

(2) 徴収率の比較

社団法人地方行財政調査会「19 年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）」によれば、平成 19 年度に 100 億円以上の収入未済額のある都道府県は以下の表に示す 11 都道府県である。

(表 3 2) 100 億円以上の収入未済額のある都道府県

(単位：百万円)

区 分	平成 19 年度 収入未済額
東京都	74,392
大阪府	38,130
神奈川県	32,707
千葉県	32,460
愛知県	30,310
埼玉県	29,966
兵庫県	22,153
福岡県	19,404
北海道	18,905
静岡県	15,645
茨城県	14,114

また、この資料を基にこれら都道府県の徴収率を順位ごとに並べると以下の表のようになる。

東京都の徴収率は 97.85%で、これら大都市圏において平成 18 年度に引き続き 1 位である。1 人当たり地方税額の多い大都市圏の都道府県において、徴収率 1 ポイントの差異は大きな意味があり、都のこれまでの徴税努力の成果であるとする。

(表 3 3) 滞納額の多い都道府県の徴収率順位

(単位：百万円)

都道府県	平成 19 年度 調定額 ①	平成 19 年度 収入額 ②	平成 19 年度 徴収率 ③＝②/①	徴収率順位
東京都	3,802,070	3,720,173	97.85%	1
愛知県	1,445,314	1,413,482	97.80%	2
神奈川県	1,295,388	1,261,074	97.35%	3
大阪府	1,467,260	1,426,023	97.19%	4
静岡県	584,108	566,905	97.05%	5
北海道	627,186	606,662	96.73%	6
福岡県	638,466	617,506	96.72%	7
兵庫県	748,018	721,720	96.48%	8
茨城県	431,266	415,883	96.43%	9
埼玉県	844,470	812,131	96.17%	10
千葉県	917,849	882,377	96.14%	11

第3 監査の結果

I 滞納整理事務の監査

1 都税滞納額及び不納欠損の監査について

(1) 滞納額の監査

平成 19 年度末の滞納未収入額は、(表 3 4) 及び (表 3 5) に示すとおり、58,003 百万円、468,407 件、124,150 人員である。

滞納未収入額は、滞納の発生や納税により日々変動している。監査時点の平成 20 年 9 月 18 日現在での滞納未収入額は、75,572 百万円、888,720 件、245,109 人員となっており、事務所別の内訳は (表 3 4) のとおりである。

事務所別に内訳をみると、重要案件を機動的に管理している徴収部を除くと、大企業が集中する港、渋谷といった都心の事務所に集中し、滞納未収入件数では足立、江戸川、滞納未収入人員では立川、八王子の住宅地の事務所に集中している。

また、滞納未収入額のうち滞納処分の実行停止を行っているものは、13,315 百万円、83,181 件、17,364 人員である。事務所別に停止内訳をみると、金額では新宿、千代田、件数では足立、新宿、人員では新宿、足立、立川などが多い。

監査を実施するにあたり、平成 20 年 9 月 18 日滞納残高データから上位 1,000 人員の滞納未収入額をリストアップしたところ、(表 3 6) に示すとおり、人員比率では 0.41% と僅少であるが、金額ベースでは 46,053 百万円で 60.94% となった。

停止額を含む滞納未収入額の監査は、監査の効率性を勘案して、この上位 1,000 人員リストにリストアップされた滞納未収入額の中から、高額な滞納者が集中する徴収部と、都心部の新宿都税事務所、東部地区の足立都税事務所、多摩地区の立川都税事務所について実施した。その実施合計金額は、24,150 百万円となり監査時点の滞納未収入額全体の 31.96% に相当する。

(表 3 4) 滞納未収入額監査実施率

(単位：円、件、人)

事務所名	平成20年 9 月18日現在					
	① 金額	② 件数	③ 人員	④ 停止 中の 額	⑤ 数 停 止 中 の 件	⑥ 員 停 止 中 の 人
1 千代田	2,729,547,994	15,824	3,726	③ 501,127,918	1,949	508
2 中央	3,644,441,399	18,070	5,328	226,507,279	1,515	468
3 港	② 5,149,028,132	33,359	9,288	397,729,817	3,174	998
4 新宿	2,989,294,890	36,396	8,963	② 671,760,286	③ 6,339	① 1,533
5 文京	675,610,080	17,910	4,014	86,396,867	1,876	431
6 台東	1,327,403,238	26,531	5,576	144,243,582	2,240	447
7 墨田	918,885,690	31,241	5,821	76,159,530	1,959	326
8 江東	1,075,705,193	36,016	8,640	89,459,974	2,546	476
9 品川	873,660,282	24,712	6,593	56,084,128	2,039	363
10 目黒	726,749,413	14,455	4,678	47,508,491	1,040	276
11 大田	1,470,383,351	45,209	12,684	121,609,865	2,982	753
12 世田谷	1,917,597,574	46,464	15,061	116,954,122	2,900	882
13 渋谷	③ 4,101,390,788	26,169	6,888	138,962,921	1,593	434
14 中野	674,105,236	19,834	5,276	96,625,874	2,377	435
15 杉並	1,443,402,701	28,399	8,150	113,778,369	3,201	537
16 豊島	1,426,161,930	26,020	5,943	178,216,432	3,790	743
17 北	603,173,348	21,228	5,451	71,774,058	3,390	494
18 荒川	570,124,697	24,245	4,428	56,654,601	2,290	390
19 板橋	1,383,996,339	51,913	10,895	60,490,701	2,278	411
20 練馬	1,376,659,741	42,509	12,940	146,939,281	6,044	988
21 足立	1,659,197,070	① 68,087	③ 17,638	165,452,156	① 7,792	② 1,338
22 葛飾	1,161,630,561	46,570	11,040	88,980,211	3,035	613
23 江戸川	1,605,066,974	② 62,628	15,079	145,046,734	4,716	902
24 八王子	1,603,380,484	36,267	② 24,547	111,654,857	2,127	1,101
25 立川	1,789,027,173	39,671	① 24,802	128,912,718	2,611	③ 1,258
26 徴収部	① 32,634,990,765	③ 47,926	1,202	① 9,275,812,606	② 7,363	255
27 大島	23,404,031	426	190	270,917	14	3
28 三宅	5,211,900	146	87	0	1	1
29 八丈	11,146,573	455	156	0	0	0
30 小笠原	1,600,985	40	25	0	0	0
合計	75,571,978,532	888,720	245,109	13,315,114,295	83,181	17,364
平成19年度末の滞納 未収入額	58,003,266,044	468,407	124,150	15,130,349,534	87,477	15,165

(表 3 5) 平成 19 年度末の滞納未収入額、滞納処分停止中の額及び純滞納繰越額

(単位：円、件、人)

内容	滞納未収入額	停止中の額	純滞納繰越額
金額	58,003,266,044	15,130,349,534	42,872,916,510
件数	468,407	87,477	380,930
人員	124,150	15,165	108,985

(表 3 6) 滞納未収入額監査実施率

(単位：円、件、人)

事務所名	平成20年9月18日現在上位1000人員				監査実施			
	⑦ 金額	⑧ 件数	⑨ 停止 件数	⑩ 人員	⑪ 金額	⑫ 件数	⑬ 停止 件数	⑭ 人員
1 千代田	1,618,081,522	711	71	64				
2 中央	2,435,335,283	490	47	62				
3 港	2,879,571,569	1,071	114	115				
4 新宿	1,344,327,310	959	106	50	1,070,786,905	319	61	20
5 文京	116,824,644	88	11	7				
6 台東	278,107,927	320	19	21				
7 墨田	90,709,288	299	38	9				
8 江東	175,648,862	109	30	11				
9 品川	156,567,800	150	0	10				
10 目黒	233,264,915	70	4	11				
11 大田	183,243,943	144	49	10				
12 世田谷	301,449,749	118	0	13				
13 渋谷	2,797,364,409	706	33	53				
14 中野	63,626,480	209	0	6				
15 杉並	547,693,198	168	2	13				
16 豊島	534,011,620	145	86	12				
17 北	16,488,800	4	0	2				
18 荒川	7,920,100	17	0	1				
19 板橋	144,814,339	32	0	7				
20 練馬	93,989,421	153	25	11				
21 足立	47,802,000	13	0	4	47,802,000	13	0	4
22 葛飾	80,167,894	224	13	9				
23 江戸川	105,108,980	167	2	9				
24 八王子	75,275,550	138	0	7				
25 立川	94,825,194	267	9	7	94,825,194	267	9	7
26 徴収部	31,621,587,815	14,650	2,795	475	22,936,982,757	3,292	479	100
27 大島	9,231,800	66	0	1				
28 三宅								
29 八丈								
30 小笠原								
a 合計	46,053,040,412	21,488	3,454	1,000	24,150,396,856	3,891	549	131
b	75,571,978,532	888,720	83,181	245,109	75,571,978,532	888,720	83,181	245,109
a/b	60.94%	2.42%	4.15%	0.41%	31.96%	0.44%	0.66%	0.05%

(注) aは1,000件の合計額。bは滞納未収入額総額である。

なお、足立都税事務所については、以下の表に示すとおり 16 人員追加監査を実施し、また、自動車税の停止処分の 86 人員分の監査を行った。その追加金額、件数等は次のとおりである。

(表 3 7) 足立都税事務所滞納未収入額(監査追加)

(単位：円、人、件)

追加内容	金額	人員	未納件数	停止件数
5位～20位	70,296,534	16	205	57
自動車税停止分	5,677,500	86	132	132

(2) 不納欠損処理の監査

平成 18 年度の不納欠損処理は、(表 3 8) に示すとおり、件数で 403,462 件、金額で 18,864 百万円、1 件あたりの平均金額は 46,754 円となっている。このうち 10

百万円以上の不納欠損処理は、件数では 5,791 件と全体の 1.44%であるが、金額では 10,553 百万円と全体金額の 55.95%を占めている。また、10 百万円以上の人員数は 142 人である。1 百万円未満は、件数は 380,782 件で全体の 94.38%を占めるが、金額では 6,066 百万円と全体の 32.16%であり、1 件あたりの平均金額は 15,931 円となっている。

平成 19 年度不納欠損処理は、(表 3 9) に示すとおり、件数で 368,343 件、金額で 13,049 百万円、1 件あたりの平均金額は 35,425 円となっている。このうち 10 百万円以上の不納欠損処理は、件数では 4,365 件と全体の 1.19%であるが、金額では 5,277 百万円と全体金額の 40.44%を占めている。10 百万円以上の人員数は 110 人である。1 百万円未満は、件数 351,652 件で全体の 95.47%を占めるが、金額では 5,755 百万円と全体の 44.10%であり、1 件あたりの平均金額は 16,365 円となっている。

(表 3 8) 平成18年度不納欠損処理の分析

(単位：件、円、人)

金額	①件数	構成率	②欠損額	構成率	③平均金額②/ ①	人員
100百万円以上	397	0.10%	7,480,850,527	39.66%	18,843,452	15
50～100百万円未満	242	0.06%	656,216,391	3.48%	2,711,638	10
10～50百万円未満	5,152	1.28%	2,416,325,378	12.81%	469,007	117
5～10百万円未満	2,972	0.74%	740,941,999	3.93%	249,308	108
1～5百万円未満	13,917	3.45%	1,503,184,007	7.97%	108,011	728
1百万円未満	380,782	94.38%	6,066,062,908	32.16%	15,931	—
合計	403,462	100.00%	18,863,581,210	100.00%	46,754	—

金額	件数	構成率	欠損額	構成率	平均金額	人員
10百万円以上計	5,791	1.44%	10,553,392,296	55.95%	1,822,378	142
1百万円以上計	22,680	5.62%	12,797,518,302	67.84%	564,264	978

(表 3 9) 平成19年度不納欠損処理の分析

(単位：件、円、人)

金額	件数	構成率	欠損額	構成率	平均金額	人員
100百万円以上	271	0.07%	2,657,035,723	20.36%	9,804,560	8
50～100百万円未満	1,750	0.48%	801,687,307	6.14%	458,107	12
10～50百万円未満	2,344	0.64%	1,818,462,527	13.94%	775,795	90
5～10百万円未満	1,966	0.53%	749,209,168	5.74%	381,083	105
1～5百万円未満	10,360	2.81%	1,267,646,511	9.71%	12,225	613
1百万円未満	351,652	95.47%	5,754,684,189	44.10%	16,365	—
合計	368,343	100.00%	13,048,725,425	100.00%	35,425	—

金額	件数	構成率	欠損額	構成率	平均金額	人員
10百万円以上計	4,365	1.19%	5,277,185,557	40.44%	1,208,977	110
1百万円以上計	16,691	4.53%	7,294,041,236	55.90%	437,004	828

不納欠損処理の監査は平成 18 年度と、平成 19 年度の不納欠損データから上位 1,000 人員をリストアップした。上位 1,000 人員は、(表 4 0) に示すとおり、平成 18 年度は、件数で 23,030 件と平成 18 年度欠損処理件数の 5.71%であるが、金額では 12,819 百万円となり 67.96%となった。平成 19 年度は、(表 4 1) に示す

とおり、件数で 19,153 件と平成 19 年度の欠損処理件数の 5.20%であるが、金額では 7,450 百万円と 57.09%となった。

これら 1,000 人員リストを総合的に検討した。金額の大きなものは、大企業が集中している事務所であり、中央、新宿等の都心部に集中しているが、これらの中で特に重要な案件は徴収部に移管されることから、重要案件を管轄する徴収部を中心に、都心部から新宿都税事務所の監査を実施することとし、東部地区の足立都税事務所、多摩地区の立川都税事務所を監査対象事務所とした。

(表 4 0) 平成18年度不納欠損処理の事務所別内訳と監査実績率

(単位：人、件、円)

事務所名	平成18年度上位1000人員					監査実施		
	① 人員	② 件数	③ 件数 構成 率	④ 欠 損 額	⑤ 金 額 構 成 率	⑥ 監 査 対 象 人 員	⑦ 監 査 件 数	⑧ 監 査 金 額
1 千代田	38	665	2.89%	159,395,787	1.24%			
2 中央	44	551	2.39%	513,965,869	4.01%			
3 港	56	753	3.27%	240,313,720	1.87%			
4 新宿	72	866	3.76%	318,664,912	2.49%	20	234	222,098,974
5 文京	19	285	1.24%	51,841,261	0.40%			
6 台東	24	542	2.35%	63,287,428	0.49%			
7 墨田	28	478	2.08%	64,199,507	0.50%			
8 江東	44	904	3.93%	135,998,518	1.06%			
9 品川	24	394	1.71%	114,053,704	0.89%			
10 目黒	19	319	1.39%	41,038,623	0.32%			
11 大田	44	503	2.18%	97,824,365	0.76%			
12 世田谷	28	613	2.66%	133,370,629	1.04%			
13 渋谷	72	843	3.66%	213,021,213	1.66%			
14 中野	17	252	1.09%	62,609,737	0.49%			
15 杉並	36	746	3.24%	86,212,962	0.67%			
16 豊島	20	434	1.88%	65,095,922	0.51%			
17 北	13	276	1.20%	32,509,959	0.25%			
18 荒川	19	639	2.77%	60,301,478	0.47%			
19 板橋	21	431	1.87%	57,623,388	0.45%			
20 練馬	39	1,545	6.71%	88,497,930	0.69%			
21 足立	32	369	1.60%	73,975,498	0.58%	20	322	57,046,998
22 葛飾	26	1,118	4.85%	59,204,716	0.46%			
23 江戸川	46	1,225	5.32%	167,511,018	1.31%			
24 八王子	10	166	0.72%	90,242,269	0.70%			
25 立川	12	149	0.65%	28,078,979	0.22%	12	149	28,078,979
26 徴収部	197	7,964	34.58%	9,800,506,282	76.45%	70	2,990	8,983,100,281
a 合計	1,000	23,030	100.00%	12,819,345,674	100.00%	122	3,695	9,290,325,232
b 18年度不納欠損		403,462		18,863,581,210			403,462	18,863,581,210
a/b 比率		5.71%		67.96%			0.92%	49.25%

(表 4 1) 19年度不納欠損処理の事務所別内訳と監査実施率

(単位：人、件、円)

事務所名	平成19年度上位1000人員					監査実施		
	① 人員	② 件数	③ 件数 構成 率	④ 欠 損 額	⑤ 金 額 構 成 率	⑥ 監 査 対 象 人 員	⑦ 監 査 件 数	⑧ 監 査 金 額
1 千代田	41	548	2.86%	137,821,888	1.85%			
2 中央	81	954	4.98%	658,137,160	8.83%			
3 港	89	860	4.49%	400,474,025	5.38%			
4 新宿	53	780	4.07%	164,124,375	2.20%	20	231	117,049,400
5 文京	17	208	1.09%	148,495,256	1.99%			
6 台東	43	825	4.31%	135,563,152	1.82%			
7 墨田	21	440	2.30%	107,558,112	1.44%			
8 江東	40	518	2.70%	121,507,960	1.63%			
9 品川	26	301	1.57%	254,592,439	3.42%			
10 目黒	10	83	0.43%	16,207,876	0.22%			
11 大田	26	264	1.38%	69,762,901	0.94%			
12 世田谷	36	540	2.82%	104,491,636	1.40%			
13 渋谷	73	844	4.41%	307,814,630	4.13%			
14 中野	7	141	0.74%	14,076,979	0.19%			
15 杉並	23	403	2.10%	171,717,438	2.30%			
16 豊島	24	202	1.05%	74,194,283	1.00%			
17 北	19	288	1.50%	162,832,688	2.19%			
18 荒川	15	225	1.17%	33,690,168	0.45%			
19 板橋	30	836	4.36%	72,323,272	0.97%			
20 練馬	41	1,031	5.38%	75,027,454	1.01%			
21 足立	33	573	2.99%	76,561,218	1.03%	20	330	63,001,236
22 葛飾	19	306	1.60%	80,146,136	1.08%			
23 江戸川	72	1,867	9.75%	120,055,436	1.61%			
24 八王子	14	165	0.86%	44,773,558	0.60%			
25 立川	31	280	1.46%	87,046,600	1.17%	20	192	75,810,847
26 徴収部	116	5,671	29.61%	3,810,799,952	51.15%	70	4,584	3,704,977,827
a 合計	1,000	19,153	100.00%	7,449,796,592	100.00%	130	5,337	3,960,839,310
b 19年度不納欠損		368,343		13,048,725,425			368,343	13,048,725,425
a/b 比率		5.20%		57.09%		監査率	1.45%	30.35%

上位 1,000 人員リストから、平成 18 年度の不納欠損処理の監査は、122 人員、3,695 件 (0.92%)、9,290 百万円 (49.25%)、平成 19 年度の不納欠損処理の監査は 130 人員、5,337 件(1.45%)、3,961 百万円(30.35%)を実施した。

このほか立川都税事務所については (表 4 2) に示す、平成 18 年度における自動車税の不納欠損処理等の金額の僅少なものの監査も実施した。

(表 4 2) 立川都税事務所での不納欠損監査の追加

(単位：人、件、円)

追加内容	年度	人員	件数	欠損額	1件当たり金額
自動車税分	18年度	27	58	1,738,785	29,979

(3) 個別監査結果総括

滞納未収入額及び不納欠損処理の監査実施は（表４３）に示すとおりである。

監査結果は以下に述べるところであるが、（表４３）及び（表４４）に示すとおり「個別の指摘及び意見を記載した事項」は全体の 512 人員中、12 人員（2.34%）、金額は、37,479 百万円中、772 百万円（2.06%）となった。

指摘や意見は、改善をすべきもの及び問題ありとして認識されたものを記載したものであり、問題として認識されなかったものは記載していない。逆に言うならば、指摘事項及び意見を記載したものは人員で 2.34%、金額で 2.06%と非常に少なかったといえる。

特に高額困難事案については、徴収部で集約的に管理され、非常に機動的に対応していることが多いことから、国や他の地方公共団体に先駆けて、他県にある不動産の差押なども行っている事例が多く見られた。さらに、納税者の立場に立った深夜営業しているコンビニエンスストアでの収納施策、タイヤロック及び督促状・催告通知の工夫等も滞納整理に大きな効果を上げている。

また指摘事項や意見の中には、比較的金額の少額な事案に関するものもある。これは、都は経済性・効率性を考えて徴収活動を実施している結果でもありやむを得ないと思われる場合もあるが、金額の少額なものへの対応も重要であり、あえてこれも記載することとし、注意と改善提案を意見として指摘した。

（表４３）個別指摘・意見記載率

（単位：円、人）

監査実施		金額	人員
(1) 滞納未収入額の監査	滞納額の1000件より	24,150,396,856	131
	足立都税追加分	70,296,534	16
	足立都税自動車税停止分	5,677,500	86
(2) 不納欠損処理の監査	平成18年度1000件より	9,290,325,232	122
	平成19年度1000件より	3,960,839,310	130
	立川都税自動車税追加分	1,738,785	27
① 監査合計		37,479,274,217	512
② 個別に指摘・意見を記載した事項		772,267,962	12
②/① 個別指摘・意見記載率		2.06%	2.34%

(表 4 4) 指摘・意見項目

(単位：円)

目次	指摘事項・意見記載事項	金額	区分
I	滞納整理事務の監査	—	
2	滞納整理の進行管理について	—	意見 (1)
3	交渉記録の記載の統一について	—	意見 (2)
4	タイヤロックについて	—	意見 (3)
5	滞納処分 of 執行停止後調査の金額基準について	—	意見 (4)
6	長期累積事案について	—	意見 (5)
7	動産差押物件の管理について	—	指摘 (1)
8	個人都民税の徴収における区市町村との協力関係について	—	意見 (6)
9	不動産取得税の緊急賦課について	—	意見 (7)
10	金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化について	169,832,786 28,212,535	意見 (8)
11	分納の増額を検討すべきものについて	13,405,240	意見 (9)
12	少額な分納のある場合の差押について	11,693,938	意見 (10)
13	事務所の移転がある場合の調査について	92,192,300	意見 (11)
14	滞納者が不存在となった長期差押財産について	132,530,221 14,161,207	意見 (12)
15	担保不動産の収益執行手続について	106,673,700	意見 (13)
16	停止後調査について	83,911,670	指摘 (2)
17	停止案件の継続調査について	104,224,865	意見 (14)
18	金融機関臨店調査結果の記載について	9,771,500	意見 (15)
19	第二次納税義務の検討について	5,658,000	意見 (16)
II	税務総合支援システムの管理について	—	意見 (17～30)・指摘 (3～10)
	個別指摘・意見合計	772,267,962	

(注) 金額は各指摘又は意見に対応する滞納者ごとの本税額である。

2 滞納整理の進行管理について

滞納となった税を徴収するために、納期限後の督促、催告（文書、電話）、財産調査、差押等の滞納整理事務を進行させる必要がある。

平成 20 年 6 月 27 日付「平成 20 年度の滞納整理促進について」（通達）によれば、滞納の進行管理について、以下のように組織的な進行管理に努めるとある。

「（２）組織的な滞納整理

ア 効率的・効果的な滞納整理

滞納事案の終局的処理を目指した整理方針のもと、効率的な臨戸・臨場や効果的な調査・処分による、事案解決に向けた適正な整理を進め、組織的な進行管理に努める。このことにより、説明責任を果たすことのできる信頼性の高い滞納整理を実現する。」

滞納となった税の徴収を進め滞納繰越を減らすためには、以下のような理由により、組織的な進行管理が重要である。

- ① 初動時などの管理件数が多い時点において、統一行動による件数の圧縮を図るため
- ② 未納付・未処分の案件について、催告・滞納処分を管理するため
- ③ 分納中の案件について、履行を監視するため

大口の滞納者の管理は各都税事務所で共通しているが、大口以外の滞納の進行管理の方法は、各都税事務所により異なっている。このため、都税事務所における 5 年を超える長期累積事案件数の差などに表れていると思われる。

純滞納繰越の 38 万件、人数にして約 11 万人（平成 19 年度末）の案件について進行管理機能が税務総合支援システム（以下「TACSS」という。）の滞納整理システムには備わっていないため、滞納者との交渉予定や今後の納付予定等について、個々の滞納者ごとには滞納整理システムの交渉記録の記事欄に記載している。それぞれの案件を束ねた都税事務所全体の進行管理は、管理者が地区担当者からのヒアリングによって行い、滞納税金全体の進行管理については都税事務所によって異なっている。そのため中には、電話催告不在、臨戸不在でも、その後次の行動がとられないままに長期間放置されていても上司が分からない状態となっているケースがあった。

監査の過程で訪れた都税事務所の中で、比較的管理体制が良好と思われたのが、以下に示す A 及び B の各都税事務所である。

A 都税事務所では、滞納整理システムの「総括票表示欄」を用いて、進行管理をしている。「総括票表示欄」に分割納付中、催告書引拔、差押予定、差押中、停止

予定、要財産調査などの進行状況を入力しておき、これをもとに、エンドユーザコンピューティング（以下「EUC」という。）により、差押予定、停止予定、催告書引拔事案等の抽出などに利用している。

B 都税事務所では、一定期間未納付・未処分の場合について、EUC から作成した「本税最終納付 指定日以前滞納者リスト」（紙）によるヒアリングを行い、すべての案件に対して何らかのアクションが取られるよう進行管理をしている。

一方、C 及び D の各都税事務所では、以下に示すとおり管理が不十分であると思われる点がみられた。

C 都税事務所では、滞納者一覧表（紙）による管理を主体に、EUC を利用して、高額案件、長期累積案件、分納、時効、未処分等の管理をしている。しかし、進行管理としての EUC の活用に十分でない点がある。

D 都税事務所では、大口や困難案件の進行管理は行われているが、その他の少額滞納案件に対する組織的な進行管理が、職員 1 人当たりの案件数が多かったこともあって過去において不足していた。このため、滞納者との接触に間が空いているケースもある。純滞納繰越全体に占める 5 年以上経過案件の割合（金額）が D 都税事務所は 6.3%と全事務所平均の 3.2%と比較して高くなっている一因と考えられる。

なお、主税局では、平成 20 年 3 月に「滞納整理部門における EUC の普及と活用について」により、EUC コマンド集の配布を行なっている。この EUC コマンド集には、「本税最終納付指定日以前滞納者リスト」、「長期累積案件リスト」、「自動車税リスト車検順」等の役立つリストを作るための簡易プログラムが 48 個掲載されている。ところが、各都税事務所ではこれらの簡易プログラムが普及の途上にあり、必ずしも有効に活用されていない。

都税事務所では、EUC コマンド集を習熟し、より有効に活用し、納税交渉や進行管理に役立てる必要がある。

意見（１）滞納整理の進行管理について

滞納のうち大口以外の滞納の進行管理は、各都税事務所により異なっている。

一方、純滞納繰越の 38 万件、人数にして約 11 万人（平成 19 年度末）の案件について進行管理機能が税務総合支援システム（以下「TACSS」という。）の滞納整理システムには備わっていない。

そこで、主税局では、平成 20 年 3 月に「滞納整理部門における EUC の普及と活用について」により、エンドユーザコンピューティング（以下「EUC」という。）コマンド集の配布を行なっている。この EUC コマンド集には、「本税最終納付 指定日以前滞納者リスト」、「長期累積案件リスト」、「自動車税リスト車検順」等の役立つリストを作るための簡易プログラムが 48 個登載されている。ところが、各都税事務所ではこれらの簡易プログラムが普及の途上にあり、必ずしも有効に活用されていない。都税事務所では、EUC コマンド集を習熟し、より有効に活用し、納税交渉や進行管理に役立てられたい。

例えば、一定期間未納付・未処分の案件について、配布したコマンド集から作成した「本税最終納付指定日以前滞納者リスト」などにより、長期間、滞納者と未接触であり続けることが無いように適切な進行管理をして、滞納税金の納付に結び付けられたい。

3 交渉記録の記載の統一について

(1) TACSS への入力について

平成 16 年 7 月に滞納整理システムが稼働後、TACSS の交渉記録の記事欄には、電話催告、所内面接、臨戸などの滞納整理事務を行った時、その内容を記載することになっている。たとえば、所内面接等を行った場合、滞納原因、納付の意思、生活状況、資産状況及び納付の予定等を記載する。

しかし、平成 18 年度、19 年度の滞納事案を監査した時点では、交渉記録の記事欄の入力が徹底されていない。

B 及び C 都税事務所では、TACSS の交渉記録の記事欄に入力されておらず、手書きの交渉記録に記載している事例が見受けられた。

TACSS に交渉記録を入力していれば、上司がいつでもシステムを見て進行管理をすることができるが、入力されていないと、手書きの交渉記録を取り寄せて見るか担当者にヒアリングすることになり、進行管理の効率が悪い。

紙による記録の管理の問題点として、以下の点があげられる。

① 納税交渉の準備をするのに時間がかかる

滞納者から、電話等で問合せがあり、交渉経過を参照する必要がある場合、端末を参照する場合に比べて、キャビネットから該当滞納者の紙ファイルを抽出するまでに時間がかかり速やかに対応できないケースがある。

② 他地区担当者が納税交渉を行った時、地区担当者へ連絡を行う必要がある

他地区担当者が納税交渉を行った時、他地区担当者が TACSS から総括票ハードコピーを印刷して交渉内容を記載するか、該当滞納者の紙ファイル内の総括票ハードコピーに交渉内容を記載する必要があるが生じる。

③ 書類が多くなり、納税交渉記録の経過を把握するのに時間がかかる

長期滞納の案件の場合、引継ぎが増えるほど書類が多くなり、経過を把握するのに時間がかかる。

TACSS に交渉記録を入力する利点として、以下の点があげられる。

① 管理者が交渉経過を随時把握可能

② 地区担当者への連絡が原則不要

③ 書類の削減につながり、TACSS の機能の活用により短時間で整理可能

(2) 交渉記録の記載事項の統一について

都税事務所では、担当者が毎年、担当地区を変更するため、滞納案件の引継ぎを行う必要がある。

しかし、TACSS に交渉記録及び滞納者の基礎的な事項を入力していないため、滞納者の住民票の有無、住民税申告書、利用金融機関等の財産調査の状況のデータなどの基礎的な事項について、引継いだ者が引継ぎ当初に再度確認することが生じており、一度で済む業務が重複している。さらに、住民票、登記簿謄本、財産調査回答等の紙資料が整理されないまま、引継ぎされているケースも見受けられた。

交渉記録の記事欄の最初に、滞納者の住民票の有無、住民税申告書、利用金融機関等の財産調査の状況等の基礎的データを記載しておくだけで、引継ぎが容易となる。A 都税事務所などでは、以下の表に示すとおり、統一的な記載事項を決めて、交渉記録の記事欄に入力している。

(表 4 5) 交渉記録記事欄の統一的記載事項の例

	記事欄
1 行目	生年月日、家族構成
1 行目以降	住民税調査における所得状況
1 行目以降	住民税調査における勤務先の情報
1 行目以降	所有車両の情報
1 行目以降	財産調査の状況

意見 (2) 交渉記録の入力と記載事項の統一について

紙に記載された交渉記録と違って TACSS に交渉記録が入力されていれば、システムを使って上司による確認・指示等の進行管理がいつでも可能となるので、できる限り TACSS に交渉記録を入力することが望ましい。

TACSS の交渉記録の記事欄には、電話催告、所内面接、臨戸などの滞納整理事務を行った時、その内容を記載することになっているが入力されていない事例が見受けられた。よって、TACSS の交渉記録の記事欄に、記載事項をできる限り統一して入力することとし、納税交渉の効率化、引継ぎの効率化及び進行管理に役立てられたい。

4 タイヤロックについて

平成 19 年度は、合計 157 台にタイヤロックを実施した。

自動車税の滞納未収入額は、平成 15 年度 3,351 百万円から、平成 19 年度 1,826 百万円へと減少傾向にある。不納欠損額も、平成 15 年度 846 百万円から、平成 19 年度 737 百万円へと減少傾向にある。これらは、タイヤロックの導入効果もあると考えられる。

タイヤロックの実施件数を事務所別に見ると、年に 20 件以上実施している事務所もあれば、数件しか行われていない事務所もある。事務所あるいは担当者によって、実施度合いが異なっている。

この原因としては、タイヤロックを行うには、相当の準備が必要なため、担当者 1 人では実施が困難な点があげられる。

タイヤロックを実施した場合の解決率は約 8 割であり、滞納整理の有効な手段となっているので、ノウハウを共有し、同様の事案に対して、効果的に実施する体制を整える必要がある。

たとえば、ある都税事務所では、タイヤロックを実施するために、横断的組織（タスクフォース）を課内に設置し、常時組織的に実施している。

また別の都税事務所では、自動車税専担班が色紙の催告書や催告書の開封を促す葉書などにより、タイヤロックに至る前に、きめ細かい催告を行っている例もある。

意見（3）タイヤロックの実施について

平成 19 年度は、合計 157 台にタイヤロックを実施した。

事務所別に見ると、タイヤロックを年に 20 件以上実施している事務所もあれば、数件しか行われていない事務所もある。事務所あるいは担当者によって、実施度合いが異なっている。

タイヤロックを実施した場合の解決率は約 8 割であり、滞納整理の有効な手段となっているので、ノウハウを共有し、同様の事案に対して、効果的に実施する体制を整えられたい。

5 滞納処分の執行停止後調査の金額基準について

滞納処分の執行停止（以下「停止」という。）をした場合において、その停止が取り消されないで3年間継続した時は、徴収金を納税する義務は消滅する（地方税法第15条の7第4項）。

そこで、停止について、消滅する前に停止決定から2年後に滞納者の資力回復状況等を調査することとしている。

高額の停止については、停止決定から2年を経過する日後、停止継続の可否を調査することになっているが、千代田ほか中心部5区とその他の区部の都税事務所及び多摩の都税事務所・支庁では、調査する金額の基準に差がある。

現在の停止後調査の金額基準は、各都税事務所の滞納金額別の件数・事務量を勘案して、決めているところがある。

意見（4）停止後調査の金額基準の統一について

滞納処分の執行停止（以下「停止」という。）をした場合において、その停止が取り消されないで3年間継続した時は、徴収金を納税する義務は消滅する（地方税法第15条の7第4項）。

高額の停止については、停止決定から2年を経過する日後、停止継続の可否を調査することになっているが、都税事務所によって、停止後の調査に関して金額による扱いに差があることは不公平であると考えられるので、停止後の調査の金額基準を統一されたい。

6 長期累積事案について

都税事務所の 5 年以上経過する長期累積事案は、805 百万円、16,909 件（平成 20 年 6 月現在）あり、様々な困難事案が長期化又は累積化して残存している。1 件当たり滞納額は、平均 5 万円と少額であるため、滞納整理が進まなかった事務所・時期もあると考えられる。

しかし、長期累積事案（5 年以上経過）については、先送りは許されることなく、事案管理を徹底する中で、フォロー体制の確立を図り、組織として早期事案解決に努めるべきである。

なお、平成 20 年 10 月に、主税局では長期累積事案の効率的・効果的な滞納整理促進のため、長期累積事案の課題を整理し、以下の 6 つの課題について、滞納整理を促進することとした。

- ① 居住用不動産等を所有している低所得者の処理
- ② 不動産の差押後、納税が見込めない滞納者の処理
- ③ 債権の取立てまでに長期間を要する差押の処理
- ④ 納税者が死亡している滞納事案の処理
- ⑤ 固定資産税・都市計画税等の連帯納税義務に係る処理
- ⑥ 消滅時効の管理の徹底

意見（5）長期累積事案の早期解決について

都税事務所の 5 年以上経過する長期累積事案は、805 百万円、16,909 件（平成 20 年 6 月現在）あり、様々な困難事案が長期化又は累積化して残存している。1 件あたり滞納額は平均 5 万円と少額であるわりにそれぞれに課題があり、滞納整理が後回しになりがちであるが、徴収すべきものを僅少なるがゆえに放置して時効とすることは避けなければならない。各事案の課題を明らかにし、課題のあるものについては取組を強化し整理をされたい。

交渉の進展しない滞納者に対しては、財産の再調査、交渉の強化、搜索・換価などを行いその上でなお欠損処理すべきものは、速やかに欠損処理されたい。

7 動産差押物件の管理について

徴収部及び C 都税事務所において、動産の差押物件の引き揚げを行った場合、庁舎の一部に保管場所が設けられており、そこで保管されることとなっている。高額物件や別途管理が必要な物件については、倉庫を借りるなどして対応している。現状、差押を行うと差押調書が作成され、差押動産等の管理出納簿、公売手続に至って、「動産詳細原稿」で動産の詳細がまとめられることとなっている。

徴収部及び C 都税事務所における平成 19 年度動産差押の実績は以下の(表 4 6)に示すとおりである。

(表 4 6) 徴収部及び C 都税事務所における平成 19 年度動産差押の実績

徴収部		C 都税事務所	
差押動産	数量	差押動産	数量
車・二輪車	7	車	3
アクセサリー・時計	56	アクセサリー・時計	20
絵画・美術・インテリア	33	絵画・美術・インテリア	11
食器・陶器	11	食器・陶器	13
その他	58	その他	7
合計	165	合計	54

C 都税事務所においては、平成 20 年 9 月 16 日の往査日に、徴収部においては、平成 20 年 9 月 19 日の往査日に、以下に示す管理出納簿を入手し、その出納簿より、実物確認のための実査を実施した。差押動産の保管状況は、いずれも良好であったものの、上記リストの実査を行う上で、C 都税事務所では、管理出納簿と現物を確認する際、現場担当者の説明なしには、実物確認ができないものがあつた。

(表 4 7) C 都税事務所における差押動産等の管理出納簿

管理出納番号	摘 要	数量
52	プラチナ様パール様ピアス	1
53	腕時計	1
54	バッグ	1
55	バッグ	1
56	バッグ	1
57	バッグ	1
58	バッグ	1
59	バッグ	1
60	バッグ	1
61	バッグ	1
62	カップ&ソーサー	2

現場担当者しかわかり得ない管理は、適切ではなく、改善方法として、差押動産

等の管理出納番号を現物に添付する方法が考えられる。上記状況では、差押物件の差し替えや同一のものがあった場合、差押品が混同してしまうリスクがある。

なお、平成 20 年 12 月 9 日付「差し押えた動産等の適切な管理の徹底について」（事務連絡）によって、都税事務所における管理出納簿の改善が指示された。

指 摘（１）動産差押物件の管理について

差押動産を管理出納簿と現物を確認する際、現場担当者の説明なしには、実物確認ができないものがあった。現場担当者しかわかり得ない管理は、適切ではなく、差押動産等の管理出納番号を現物に添付されたい。

8 個人都民税の徴収における区市町村との協力関係について

個人都民税の調定額及び滞納額の推移は、以下の表に示すとおりである。

個人都民税は、区市町村が、個人の区市町村民税と併せて賦課徴収し、個人都民税分を都に払い込むこととなっている。都が賦課徴収している他の都税（一般分）と比較して徴収率は低い水準のまま推移していたため、平成 16 年度に個人都民税対策室を設置し、区市町村に対する支援を強化している。

（表 4 8）個人都民税の推移

（単位：百万円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
調定額	392,897	401,239	433,315	478,915	821,482
滞納額	34,189	31,187	27,540	27,790	41,097

しかしながら、当該協力については、都の人員等に限界があるなかで、最少のコストで効果的な支援を行う必要がある。

平成 19 年度に、所得税から個人住民税への税源移譲が実施されたことの影響を受け、平成 20 年度の滞納額が大幅に増加することが見込まれるため、都としても税收確保へ向けて区市町村に対する更なる協力体制を構築すべく、滞納繰越分の直接徴収を重点項目として、都への徴収引き受けの対象を一部の自治体から全区市町村に拡大している。

そのため、平成 19 年度直接支援を行った案件は、20 団体（12 区 6 市 2 町）で 159 事案 620 百万円だったが、平成 20 年度には、44 団体（17 区 25 市 2 町）から約 500 事案 1,263 百万円を引継ぎ、直接徴収支援を拡大することとしている。都としても、区市町村支援に関しては、現在徴収引継ぎ事案について、人員等の限界があるため、原則として高額かつ困難案件の上位 15 件から抽出するよう基準が設定されている。このように各区市町村の徴収について、都が積極的に関わっていくことは、区市町村との協力体制を構築し、個人都民税の徴収率を高めることとなっている。

しかしながら、都のマンパワーを考えると、区市町村が一義的に徴収を担うべき個人都民税について、都が直接関わることに限界があり、当面は滞納繰越額の急増に応じた直接支援に力点を置きつつも、徴収率の低い区市町村の支援を重点的に実施したり、都と区市町村との人事交流等により徴収技術を普及させていくことで、都が直接徴収に携わる機会を減らしていけるようにしていくことも必要である。

意見（６）個人都民税の徴収における区市町村との協力関係を強化すべきもの

平成 19 年度に、所得税から個人住民税への税源移譲が実施されたことの影響を受け、平成 20 年度の滞納繰越額が大幅に増加することが見込まれる。そのため、平成 19 年度直接支援を行った案件は、20 団体（12 区 6 市 2 町）で 159 事案 620 百万円だったが、平成 20 年度には、44 団体（17 区 25 市 2 町）から約 500 事案 1,263 百万円を引継ぎ、直接徴収支援をすることとしている。

しかしながら、都のマンパワーを考えると、区市町村が一義的に徴収を担うべき個人都民税について、都が直接関わることに限界があり、当面は滞納繰越額の急増に応じた直接支援に力点を置きつつも、徴収率の低い区市町村への支援を重点的に実施したり、都と区市町村との人事交流等により徴収技術を普及させていくことで、都が直接徴収に携わる機会を減らしていけるようにされたい。

9 不動産取得税の緊急賦課について

不動産取得税は、平成 19 年度の調定額が約 1,032 億円であるのに対し、納期内等収入歩合は 90%弱であり、都が徴収する税金の中で最も納期内等収入歩合は低い。また、過年度から繰り越された滞納額からの収入も加味した収入歩合は 93.2%で、都税全体の徴収率の 97.9%と比べても低い状況にある。なお、平成 19 年度の不動産取得税に係る不納欠損処理額は約 6 億 6 千万円であった。

個別に検討した事案の中でも、平成 18 年度及び平成 19 年度に不納欠損処理をした案件の中には以下のような事例があった。

B 都税事務所の事例

不動産業を営む滞納法人 A 社に対する不動産取得税 5,658 千円を平成 19 年度において不納欠損処理しているが、課税時期が平成 19 年 12 月 7 日であり、平成 19 年 3 月 30 日の会社解散後となっている。

不動産取得税の賦課決定時期は、以下のような事情があるため、不動産取得時より遅くなる。

不動産取得税は、取得者に申告義務を課しているが、賦課課税方式となっている。そのため、不動産の取得者等の情報を得る必要があり、不動産取引に伴う登記情報（登記済通知）を市町村より（23 区は登記所より）不定期に入手している。

主税局によれば、不動産取得税の課税標準額は、通常、固定資産課税台帳に登録された台帳価格により決定されるが、地方税法の定めにより当該年度の台帳価格は、毎年 3 月 31 日に決定後直ちに登録されるため、1 月から 3 月の間に取得した不動産は、3 月 31 日まで台帳登録価格がないという事情がある。

制度上も、不動産取得税は非課税や様々な軽減措置、住宅用土地の減額の認定のため一定の調査・事実確認期間が必要な税目であり、特に、土地を取得してから 3 年以内に住宅が新築された場合の減額があるため、早期の課税が難しく、さらに、土地取引については、合筆や分筆がある場合に評価対象となる土地の形状が変わることから、従前の評価は利用できず、あらためての評価が必要となるなど、課税標準額の決定のための事務的な負担も大きい。

こうした諸事情から、不動産取得税について、賦課決定の時期が取引時点より一定期間遅れることはやむを得ないと認めざるを得ないところではあるが、今後の不動産市況の冷え込みによる企業の資金繰り悪化等に対処するためにも、主税局として何らかの手立てを講じるべきと考える。

これについては、現在、主税局において、民間情報機関からの倒産情報や各都税事務所の調査により、民事再生法の申請があるなど経営の危機にあると判断された

企業について特に速やかな徴税を必要とする場合は、緊急賦課を行っている。

この場合には、不動産取得税に関しては各都税事務所において、対象となる不動産の有無及び台帳登録価格を緊急に調査し、速やかに賦課決定を行うこととなる。また、その直後に納税通知書を送付し納税がない場合は滞納整理手続に入る。

しかし、23 区外の各市町村にある不動産については、対象となる不動産の有無を当該官公署等への協力要請に基づく調査や、質問検査等による財産調査等により把握した後、台帳登録価格を緊急に調査する必要がある。

今後増加すると見込まれる企業倒産などに備えるためには、こうした緊急賦課の方法をより有効に活用していく必要があり、課税部門と徴収部門は、今後ますます連携強化を図り、より早期の徴収に努める必要がある。また、市町村に対しても、緊急賦課の案件について、随時の情報提供を求め早期課税に向けた取組を進める必要がある。

意見（7）不動産取得税の緊急賦課の活用について

不動産取得税は他の税目より比較的徴収率が低い。登記情報や台帳登録価格を都が把握し賦課決定するまで、取引後、半年から1年以上かかることで課税時期及び納期限が遅くなり、滞納となった時点では、会社はすでに実体がないか、あっても換価価値のある資産がないといった事例もあった。

事務上及び制度上の様々な制約があるため、取引時点から賦課決定まである程度の期間を要することはやむを得ないが、その中でも民間情報機関からの倒産情報や各都税事務所の調査により、民事再生法の申請があるなど経営の危機にあると判断された企業について、特に速やかな徴収を必要とする場合は緊急賦課を行っている。

しかし、23 区外の各市町村にある不動産については、対象となる不動産の有無を当該官公署等への協力要請に基づく調査や、質問検査等による財産調査等により把握した後、台帳登録価格を緊急に調査する必要がある。

今後増加すると見込まれる企業倒産などに備えるためには、こうした緊急賦課の方法をより活用していく必要があり、課税部門と徴収部門は、今後ますます連携強化を図り、より早期の徴収に努められたい。また、市町村に対しても、緊急賦課の案件について、随時の情報提供を求め早期課税に向けた取組を進められたい。

10 金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化について

業種	本税滞納額 (平成 19 年度末残高)	都における取扱い
不動産業 A (個人)	169,832,786 円	平成 17 年度停止、 平成 19 年度停止取消案件
不動産業 B (法人)	28,212,535 円	平成 19 年度停止同時欠損案件

滞納者 A は不動産業、飲食業及びホテル業と手広く経営をしていたが、バブル崩壊による不動産賃貸収入の下落により債務超過に陥り、平成 4 年度より滞納となった。本件は、平成 17 年 4 月に無財産で事業再開の見込がないということから停止をしたものの、平成 19 年 6 月に財産が発見されて、停止取消がなされたものである。

主税局による平成 17 年度の調査の際には、不動産、預貯金、その他換価価値のある財産がなく、滞納者は高齢のため今後事業を行う見込がないということから停止をしている。

しかし、平成 19 年 6 月に、銀行に預金があることが判明し、その後の 2 度の搜索で、現金、記念硬貨、絵画などが発見され差押を行った。

また、経営するレストランからの本人の所得も約 1,000 万円以上あったことが事後的に判明したとのことであった。

平成 17 年度の調査は、その後存在が判明した最寄の銀行の預金照会がなされていないなど、結果的に十分なものだったとは言い難い。

一方、滞納法人 B 社は、平成 20 年 3 月に停止となっているが、停止を行う前の平成 20 年 2 月に財産調査を実施しており、本店ほか関係すると思われる地域の金融機関に対して、財産調査のための文書による照会を 14 行実施している。

このうちの 2 行に対して発送した文書については、「あて所に尋ねあたりません」と返送されていた。発送先について、事前に正しい金融機関の住所を確認しておく必要があったと思われる。

また、調査の実効性を確保するため、宛先不明で返送されたものについて、金融機関の住所を調べて速やかに再発送等の手続を行う必要があったと思われる。

このように財産調査での担当者の巧拙によるばらつきを防ぐため、例えば、TACSS 上の金融機関の一覧データベースを活用し発送すべき金融機関をチェックするなど金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化の徹底を進めることが望ましい。

意見（８）金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化について

滞納者に対する財産調査の方法や程度は、個々の事案によりばらつきがみられた。

財産調査での担当者の巧拙によるばらつきを防ぐため、例えば TACSS 上の金融機関の一覧データベースを活用し、発送すべき金融機関をチェックするなど金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化の徹底をされたい。

1 1 分納の増額を検討すべきものについて

業種	本税滞納額	都における取扱い
貸金業	13,405,240 円	未納案件

当該滞納法人は、貸金業を営み平成 14 年より本税 13,405 千円、この他延滞金を 4,823 千円滞納している。

当該滞納法人に対しては、平成 15 年 4 月に毎月 10 万円の分納を開始して以来、5 年間にわたり毎月 10 万円の分納のままの状態が継続している。延滞金を含めた滞納税額 18,228 千円と比較して、著しく低い分納額である。

平成 16 年に入って、2 年間での分納を前提として月 79 万円の納付を提示したものの受け入れられず、その後も財産が見つからず交渉が難航している。

当該滞納法人は、月 10 万円の納付を一方的に継続し、分納額の増額交渉に応じないことから、場合によっては搜索等を念頭に置いて対応を強化する必要がある。

意 見（9）著しく低い分納額の滞納法人について分納の増額と対応を強化すべきもの

貸金業を営む滞納法人は、平成 15 年 4 月に毎月 10 万円の分納を開始して以来、5 年間にわたり毎月 10 万円の分納のままの状態が継続している。延滞金を含めた滞納税額 18,228 千円と比較して、著しく低い分納額である。

その後も分納額増額の交渉を重ねるが、財産が見つからず交渉が難航している。

当該滞納法人は、月 10 万円の納付を一方的に継続し、分納額の増額交渉に応じないことから、場合によっては搜索等を念頭に置いて対応を強化されたい。

1 2 少額な分納のある場合の差押について

業種	本税滞納額	都における取扱い
小売業	11,693,938 円	未納案件

当該滞納法人は、平成 18 年 2 月に発生した 6,099 千円の滞納額に対して、毎月 10 万円の分納中であり、滞納額に比して分納額が少ない状態であった。その後、平成 20 年 2 月に 8,916 千円の滞納が発生し、1 千万円を超える高額滞納となっている。滞納額に比して分納額が少ないので、差押を判断すべき案件である。

平成 19 年 1 月に職員が分納の増額が無理なら差押をすると伝えたが、それ以前の平成 18 年 12 月に不動産が売却されている。売却の事実は平成 19 年 2 月の滞納者の来所時に初めて知った。

これは、少額ながら分納があるため、情報を十分に把握しておらず、差押時期を逸したケースである。

年月日	経緯
平成 18 年 10 月 26 日	3 か月後の 1 月に分納計画の提示を要請する。それまで、10 万円の分納を続けることを承諾。再交渉時、増額が無理なら、差押を検討する。
平成 18 年 12 月 19 日	売却による所有権移転登記
平成 19 年 1 月 31 日	分納の増額が無理なら、不動産を差し押えると伝える。
平成 19 年 2 月 19 日	来所により、不動産売却の事実を知る。

意 見（10）少額な分納のある場合で適時に差押を実施すべきであったもの

滞納法人は、平成 18 年に発生した 6,099 千円の滞納額に対して、毎月 10 万円の分納中であり、滞納額に比して分納額が少ない状態であった。

平成 19 年 1 月に職員が分納の増額が無理なら差押をすると伝えたが、それ以前の平成 18 年 12 月に不動産が売却されている。

分納があるとはいえ少額な場合は、滞納法人の調査を適時に実施し、その状況を把握するとともに、財産の差押を適時に実施されたい。

1 3 事務所の移転がある場合の調査について

業種	本税滞納額	都における取扱い
解体業	92,192,300 円	未納案件

平成 19 年 11 月 8 日に当該滞納法人から聴取を行っており、その際、平成 19 年 1 月末に家賃 100 万円の事務所より家賃 30 万円の事務所に移転したことが判明した。事務所移転における電話加入権や入居保証金の差押物件についての移転や返還等の事実確認を平成 19 年 11 月に行おうとしたが、確認できず後日の調査にゆだねられていた。

しかしながら、そのフォローの調査は平成 20 年 7 月 31 日となっており、その間の交渉や調査が全くなされていない。

上記事項については、滞納のある会社の事務所移転であり、増収増益の会社の事務所移転ではない。事務所移転の認識が不十分であり、このことによって、回収の機会を逸している可能性があるため、事務所の移転がある場合速やかに調査を実施すべきである。

意 見（1 1）事務所の移転がある場合の速やかな調査の実施について

平成 19 年 11 月に滞納法人の事務所移転の事実を知りその後平成 20 年 7 月まで交渉や調査を実施していなかった。滞納者が事務所移転するとき、電話加入権や入居保証金等の差押は徴収の有効な手段であり、回収の機会を逸しないように、事務所の移転がある場合速やかに調査を実施されたい。

1 4 滞納者が不存在となった長期差押財産について

業種	本税滞納額	滞納発生時期	都における取扱い
不動産業 A 社	132,530,221 円	平成 3 年	一部停止案件
不動産業 B 社	14,161,207 円	平成 2 年	一部停止案件

滞納法人 A 社は、不動産売買及び賃貸管理業を行っていたが、バブル崩壊の影響を受け、平成 3 年以降、都税の納付が困難となり、借入金も返済できないまま、虫食い状態の土地や建設を中断したままのビルを抱え込んで倒産状態となった。

本事案では、滞納法人 A 社は平成 17 年 10 月に東京地方裁判所において破産廃止決定がされており、公売による収入が見込まれる額を除き、不納欠損処理が行われている。

滞納法人 A 社がすでに存在しないため、差し押えた財産はその処分の都度、主税局が破産管財人の代理人の選任を裁判所に申し立て、公売による換価手続きを行っているが、めぼしい財産はすでに売却され、今後処分できる財産としては、都内及び都外の不動産（土地）とゴルフ会員権を残すのみとなっている。

主税局によると、今後は財産を換価した収入をもって滞納額に充当し、なお不足する残額は不納欠損処理予定だが、都外不動産とゴルフ会員権については、十分に売却可能性があるとのことであった。

しかし、差押不動産の都内の土地は 2 m²もない境界線上の端切れ地で、公売による買い手を見つけることが困難と思われるものの、千代田区という場所柄、相当の時価を有するため、毎年の固定資産税が 2 万円程度ではあるが賦課されている。

差し押えた都内の土地を換価するまで、固定資産税が毎年課税され、この先累積し続けることになってしまうことや、滞納法人 A 社が消滅してからすでに 3 年を経過していることから、都内の土地について隣接地所有者の取得希望の有無を調査して換価の可否を判断し、換価が困難であれば差押の解除を行い、停止同時欠損とするなど早期に終結させることに努める必要がある。

一方、滞納法人 B 社は、バブル期の不動産取引に絡んで、東京地検から譲渡所得に対する脱税の摘発を受け、国税や都税の更正決定を受けたことにより滞納が発生したものである。

その後バブル崩壊に見舞われ、手持ち物件の販売がうまくいかず、体力以上に抱えた借金が資金繰りを圧迫し、倒産状態に陥った。平成 13 年に代表者はすでに死亡しており、会社の実態はもはやない。

主税局は、B 社名義である埼玉県 C 市の 3 筆の土地を差し押えているが、その公売を前提に平成 14 年 5 月に一部停止としたもので、差し押えた財産の換価が終了

次第、残額を不納欠損処理することで終結する予定の案件である。

本件の未納額についても、滞納法人B社の代表者がすでに死亡しているため、差し押えた財産はその処分の都度、主税局が仮代表の選任を裁判所に申し立て、公売による換価手続を行うことになる。しかし、過去の事業活動での代表者の意思決定により、当該土地は、登記上の名義はB社のままではあるが、現在、C市の行政財産として使用されている。そのため、主税局はC市との随意契約による公売を検討したものの、仮代表選任費用を考慮する必要があったため、一旦は公売を保留している。

主税局によれば、再度、選任費用についての調査を行い、充当代金が出るようであればC市との随意契約による公売を再検討していくという意向ではあるが、この案件についても、C市の意向もあり仕方がないことではあるが、滞納法人B社の実態がなくなってから長期間を経過しており、仮に売却代金で選任費用を充当できない場合でも、例えば、選任費用の負担付の寄付等をC市にもちかけるなど、差し押えた土地についてのできるだけ速やかな処分の具体的方法をC市と協議し、滞納処分を終結させることに努める必要がある。

意見（１２）滞納者が不存在となった長期差押財産の処分について

破産廃止決定が確定するなどにより滞納者が不存在となった滞納税金について、差し押えた財産の処分が進まないため、長期継続事案となっている滞納税金として、以下のものが確認された。

業種	本税滞納額	滞納発生時期	都における取扱い
不動産業 A 社 (破産廃止決定)	132,530,221 円	平成 3 年	一部停止案件
不動産業 B 社 (倒産・代表者死亡)	14,161,207 円	平成 2 年	一部停止案件

差押財産をできるだけ速やかに処分し、滞納処分を終結させることに努められたい。

また、現状では差し押えた都内不動産に固定資産税が毎年課税され、この先累積し続けることとなってしまうため、隣接地所有者の取得希望の有無を調査して換価の可否を判断し、換価が困難であれば差押の解除を行い、停止同時欠損とするなど早期に終結させることに努められたい。

1 5 担保不動産の収益執行手続について

業種	本税滞納額	都における取扱い
不動産業（個人）	106,673,700 円	未納案件

当該滞納者は、金融機関の物上代位による債権差押実行以前は、賃料収入の一部を固定資産税・都市計画税の納税資金として充当した後、生活費を除いた残額を金融期間への返済に充てていた。

しかし、金融機関の差押後においては、固定資産税・都市計画税の納税資金が捻出できず滞納が発生した。

固定資産税・都市計画税は、継続的にその所有者に課税されるため、当該滞納者の滞納は、累積していくことが見込まれる。

ところで、不動産担保権の実行については、従来、競売及び物上代位に基づく賃料債権の差押に限定されていたが、平成 15 年の民事執行法改正により、収益執行の制度が創設された。

収益執行は担保権の実行として行われるため、より簡易な手続で不動産の収益から債権回収が図られる一方、新たに発生する当該物件の固定資産税・都市計画税については、不動産の管理費用として、都が優先的に支払いを受けることが可能となった。

当該金融機関に対する担保不動産収益執行の申立依頼は、平成 18 年 12 月に一度依頼したのみであり、拒否され、その後の依頼はしていない。金融機関にとっては、都の依頼に応じると金融機関の私債権の返済が減ることとなるため、強制力が無いことから簡単には応じない。

意見（１３）担保不動産の収益執行手続の申立の実施について

不動産担保権の実行について、従来、競売及び物上代位に基づく賃料債権の差押に限定されていたが、平成 15 年の民事執行法改正により、収益執行の制度が創設された。

収益執行は担保権の実行として行われるため、より簡易な手続で不動産の収益から債権回収が図られる一方、新たに発生する当該物件の固定資産税・都市計画税については、不動産の管理費用として、都が優先的に支払いを受けることが可能となった。

金融機関が物上代位による債権差押をしている案件について、担保不動産収益執行の申立依頼は、平成 18 年 12 月に一度依頼したのみであり、拒否された。

金融機関にとっては、私債権の返済を優先させ、固定資産税等を払わずしてすべての賃料収入を得ている状態となっており、著しく有利な状態となっている。

金融機関がすべての収益を得る物上代位による賃料債権差押を選択し、都税を費用として支払わなければならない担保不動産収益執行制度を活用しないことが金融機関の裁量であることに関しては、制度が改正されることが望ましいが、それまでは、担保不動産収益執行の申立依頼を個々の事案の状況に応じて実施するなどして、収益執行を実現されたい。

1 6 停止後調査について

業種	本税不納欠損額	都における取扱い
不動産業	83,911,670 円	平成 16 年度停止案件 平成 17 年度～平成 19 年度不納欠損処理案件

平成 16 年度末において、当該滞納法人の滞納額は本税だけで 116 百万円であったが、平成 16 年度に滞納処分の執行を停止し、その後平成 17 年度及び平成 18 年度に停止中時効完成による不納欠損を 13 百万円及び 26 百万円計上した後、平成 19 年度に停止期間満了により本税 84 百万円及び延滞金 66 百万円の不納欠損処理を行っている。

平成 16 年度の停止の際の決議書である「滞納処分停止調査兼決定書」（平成 17 年 3 月 9 日決定）によれば、当該滞納法人について、同年度においてすべての所有不動産が処分され、他には換価価値のある資産が発見されず、また平成 17 年 12 月までに解散予定であるとして滞納処分の執行を停止しており、その後、時効完成による一部欠損処理を経て、平成 19 年度において停止期間満了による不納欠損処理が行われた。

高額停止分については、停止後 2 年経過する日以後、停止期間満了前（停止後 3 年）に、滞納法人や財産の状況を事後調査し、停止継続の可否を確認することとしている。その結果、無財産の状況が確認されるなど停止継続となったものについては、停止決定の時から 3 年後に期間満了による不納欠損をすることとなっている。

しかし、当該事案については基準を超える高額な金額でありながら、停止後における法人の現況調査なしに停止期間満了による不納欠損処理が行なわれていた。

主税局によれば、TACSS のデータベースから抜き出したデータをもとに、調査案件を担当者に通知する際に、当該事案が手作業で作成したリストから漏れてしまったものであった。

今後は、停止案件のうち、一定金額以上で停止後 2 年に近づくものを EUC を活用するなど漏れなく抽出できるようにして、再発防止に努める必要がある。

指 摘（２）停止後調査をすべきものの抽出漏れの防止について

平成 16 年度末に滞納処分の執行を停止した後、平成 19 年度に停止期間満了により本税 84 百万円及び延滞金 66 百万円の不納欠損処理を行っている事案があり、当該事案については、基準を超える高額な金額でありながら、停止後における法人の現況調査なしに停止期間満了による不納欠損処理が行なわれていた。

高額停止分について、停止後 2 年経過する日以後、停止期間満了前（停止後 3 年）に、滞納法人や財産の状況を事後調査し、停止継続の可否を確認することとしている。その結果、無財産の状況が確認されるなど停止継続となったものについては、停止決定の時から 3 年後に期間満了による不納欠損をすることとなっている。

主税局によれば、TACSS のデータベースから抜き出したデータをもとに、調査案件を担当者に通知する際に、当該事案が手作業で作成したリストから漏れてしまったものであった。

今後は、停止案件のうち、一定金額以上で停止後 2 年に近づくものを EUC を活用するなど漏れなく抽出できるようにして、再発防止に努められたい。

1 7 停止案件の継続調査について

業種	本税滞納額	都における取扱い
各種学校	104,224,865 円	未納案件

当該滞納法人に対して、平成 17 年度に一部停止をし、2 年後の平成 19 年度に停止後調査を行っている。

平成 19 年度事後調査において、滞納法人は平成 19 年 3 月期の決算で経常利益 27 百万円を計上しており、利益計上の理由として、「事業を継続するために決算内容を調整した。」と聴取したとあるが、聴取に留まっており、決算書上何をどのように調整したのか記載が無く、経常利益を計上しているにもかかわらず「一部停止後の経営改善が見られない。」との結論によって「停止の継続を相当と認める。」としているが、その理由の記載が明確でない。

しかし、その後代表者の変更に伴い納付状況に改善が見られたため、平成 20 年 10 月 9 日、停止を取り消している。

意 見（1 4）停止の継続の可否の検討理由を明確化すべきもの

平成 19 年度事後調査において、滞納法人は平成 19 年 3 月期の決算で経常利益 27 百万円を計上しているのに「一部停止後の経営改善が見られない。」との結論によって「停止の継続を相当と認める。」としているが、その理由の記載が明確でない。

事後調査における「停止の継続を相当と認める。」か否かの調査は、停止期間満了時に不納欠損処理できるか否かの結論を出す調査であり、重要な意味を持つ。しっかり調査し結論に至る理由を明確に残されたい。

18 金融機関臨店調査結果の記載について

業種	本税滞納額	都における取扱い
梱包業	9,771,500 円	平成 18 年度停止同時欠損案件

当該滞納法人の滞納処分の執行停止（同時欠損）に当たって、調査書は、平成 18 年 4 月 24 日に金融機関に臨店（財産調査のために、都税事務所職員が金融機関を訪問し、預金口座等の有無を確かめること）し、調査を行っている」と記載しているが、その記録が不明確となっている。調査書によれば、金融機関の支店に臨店しているものの、法人口座なしと記載されているのみで、金融機関側の担当者名・臨店時刻等が記入されていなかった。

調査書は、滞納処分の執行停止（同時欠損）の決定のための重要な報告書であり、調査書の内容が不明確とならぬよう記載内容を徹底する必要がある。

意見（15）金融機関臨店調査結果の記載を徹底すべきもの

滞納法人の滞納処分の執行停止（同時欠損）に当たって、調査書上、平成 18 年 4 月 24 日に財産調査のために、金融機関を訪問し、預金口座等の調査を行っている」と記載しているが、法人口座なしと記載されているのみで、金融機関の担当者・臨店時刻等が記入されておらず不明確となっている。

調査書は、滞納処分の執行停止（同時欠損）の決定のための重要な報告書であり、臨店調査を行なった場合は、相手方の氏名・応対日時等を記録しておくことは重要であることから、今後は調査書の内容が不明確とならぬよう記載内容を徹底されたい。

1 9 第二次納税義務の検討について

業種	本税滞納額	都における取扱い
不動産業	5,658,000 円	平成 19 年度不納欠損処理案件

第二次納税義務制度とは、主たる納税者等から租税の徴収ができない場合に、租税債権の確保の手段として、その主たる納税者等との一定の関係がある者に対して納税義務を負わせるための制度である（地方税法第 11 条の 2 から第 11 条の 9）。

第二次納税義務は、主たる納税者等の納税義務（以下「主たる納税義務」という。）の履行がない場合にはじめて二次的にその履行を求められ、主たる納税義務について生じた事由（例えば、主たる納税義務の消滅・変更等）の効力が原則として第二次納税義務者に及ぶものとされている。

不動産業を営む滞納法人 A 社に対する不動産取得税 5,658 千円を平成 19 年度において、滞納処分の実行停止（同時欠損）をしているが、課税時期が平成 19 年 12 月 7 日であり、納期限が平成 19 年 3 月 30 日の会社解散後となっている。滞納法人 A 社の清算人 B 氏は、清算配当（残余財産の分配）として外国法人 C 社に対して約 2,506 千円を分配している。清算人 B 氏及び残余財産の分配を受けた C 社が、第二次納税義務者に該当するかの検討が必要である。

滞納法人 A 社は解散法人であり、その法人が納付・納入すべき地方団体の徴収金を納付・納入しないで、残余財産の分配・引渡しをした事実が調査書から明らかであり、かつ、その法人に対して滞納処分をしてもその徴収すべき額に不足すると認められる場合、清算人である B 氏及び C 社は、分配又は引渡しに係る財産の価額を限度として、第二次納税義務者となり、納税義務を負うこととなる。

しかし、停止調査書においては、「地方税法第 11 条の 2 から第 11 条の 9 を検討した結果、該当はなかった。」との記載があるだけであった。

滞納整理を行う上で、第二次納税義務者の存在を検討し、徴税の可否を検討することは、公平性を確保するためにも必須である。今後は、的確な調査を行い第二次納税義務者の追及漏れがないように努める必要がある。

意見（１６）第二次納税義務の検討が不十分なもの

滞納法人 A 社の清算人である B 氏はその法人が納付・納入すべき地方団体の徴収金を納付・納入しないで、清算配当額を C 社に分配している。清算人である B 氏及び残余財産の分配を受けた C 社は分配又は引渡しに係る財産の価額を限度として、第二次納税義務者となるが、停止調査書においては、「地方税法第 11 条の 2 から第 11 条の 9 を検討した結果、該当はなかった。」との記載があるだけであった。

滞納整理を行う上で、第二次納税義務者の存在を検討し、徴税の可否を検討することは、公平性を確保するためにも必須である。今後は、的確な調査を行い第二次納税義務者の追及漏れがないよう努められたい。

Ⅱ 税務総合支援システムの管理について

1 パスワードの管理について

税務総合支援システム（以下「TACSS」という。）は、個人別に付与される ID によって、利用者であることの確認を行い、パスワードによって利用者が本人であることを確認するアクセス管理機能が実装されており、ログオンする際は、個人別の ID とパスワードの入力が要求される。

パスワードは利用者自身により変更することが可能であり、7 桁以上かつ先頭が英字の文字列でなければ設定することができないよう、システム機能により制限されている。また、最終パスワード変更から 3 か月経過後に、パスワード変更を促すメッセージが表示される。当メッセージは、パスワード変更を実施しない限り、ログオンの度に継続して表示される。

しかしながら、一定期間経過後にパスワードを無効化するシステム機能は存在しないため、同一のパスワードを長期間使用することが可能であり、第三者にパスワードが漏れる可能性が高くなる。万一、パスワードが第三者に漏れた場合、継続して、不正操作による情報漏えい、データの改ざん及び消去等のセキュリティ事故が発生するおそれがある。TACSS の情報を適切に保護するためには、パスワードの有効期限を定め、定期的にパスワード変更が強制されるシステム機能を導入することが望まれる。

TACSS のパスワードについては、「税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順」、「TACSS ユーザ ID 管理規程」、「税務総合支援システム端末利用基準」にて、その設定に関するルールが定められている。

しかしながら、以下の表のとおり、設定ルールは具体的ではなく、パスワードの強度や管理に関して個人の解釈に依存する記載となっている。このため、類推されやすいパスワードを使用しているユーザが存在する可能性があり、万一、パスワードが第三者に漏れた場合、不正操作による情報漏えい、データの改ざん及び消去等のセキュリティ事故が生じるおそれがある。

パスワード管理のルールとして、次のような事項を規程類に盛り込むことにより具体化し、周知徹底する必要がある。

- ・ パスワードは 7 桁以上としなければならない
- ・ パスワードは英数字小文字大文字を組み合わせたものとしなければならない
- ・ パスワードは 3 か月に一度、変更しなければならない

(表 4 9) パスワード管理に関するルール

文書名	記載内容（抜粋）
税務総合支援システム 情報セキュリティ実施 手順	II 5 (2) パスワードの取扱い ・ パスワードは十分な長さとし、文字列は容易に想像できないものにする ・ パスワードは最低、年一回は変更すること
TACSS ユーザ ID 管理 規程	第 5-1 パスワードの管理 ・ パスワードは各職員が個別に管理し、他の職員に使用させてはならない ・ パスワード変更は、初回変更時以後についてもセキュリティの観点から各職員が定期的に変更するものとする
税務総合支援システム 端末利用基準	第 5 端末のユーザ ID とパスワード管理 ・ 利用部門は、ユーザ ID とパスワードを外部の者に知られないように、適切に管理しなければならない

指 摘（3）パスワードを強制変更するシステム機能の追加について

TACSS にログオンする際は、個人別の ID とパスワードの入力が要求され、3 か月ごとにパスワード変更を促すメッセージが表示される。

しかしながら、一定期間経過後にパスワードを無効化するシステム機能は存在しないため、同一のパスワードを長期間使用することが可能であり、セキュリティ事故が発生するおそれがある。

TACSS の情報を適切に保護するためには、パスワードの有効期限を定め、定期的にパスワード変更が強制されるシステム機能を導入されたい。

指 摘（4）パスワード設定ルールの具体化と周知徹底について

TACSS のパスワードの設定ルールは個人の解釈に依存する記載となっている。このため、類推されやすいパスワードを使用しているユーザが存在する可能性があり、セキュリティ事故が生じるおそれがある。

パスワード管理のルールとして、次のような事項を規程類に盛り込むことにより具体化し、周知徹底されたい。

- ・ パスワードは 7 桁以上としなければならない
- ・ パスワードは英数字小文字大文字を組み合わせたものとしなければならない
- ・ パスワードは 3 か月に一度、変更しなければならない

2 ネットワーク機器のパスワード管理について

TACSS のネットワーク機器のパスワードについて、「ネットワーク設計書」にて、以下の表のとおり管理方法に関するルールが定められている。

(表 5 0) ネットワーク機器のパスワード管理に関するルール

文書名	記載内容（抜粋）
ネットワーク設計書	3.1 ネットワーク機器のパスワード管理 ・ ネットワーク運用において、各ネットワーク機器へログインする必要がある時には、その都度東京都主税局からパスワードを借用するものとする

主税局の資産であるネットワーク機器については主税局がパスワードを管理しており、事例はないものの、運行支援会社がネットワーク機器へログインする必要がある時にはその都度主税局が貸与する方針である。

しかしながら、運行支援サービスの一環としてネットワーク機器自体の提供（運行支援会社の資産）を受けているネットワーク機器に関しては、パスワード管理を運行支援会社に一任しており、その管理状況を税制部システム管理課は把握していない。

パスワード管理を運行支援会社に一任している場合においても、運行支援会社によるパスワード管理のルールを確認し、ルールが不十分である場合には是正を求める必要がある。また、税制部システム管理課は、ルールの遵守状況についても確認する必要がある。

指 摘（5）ネットワーク機器のパスワード管理の強化について

運行支援サービスの一環としてネットワーク機器自体の提供（運行支援会社の資産）を受けているネットワーク機器に関しては、パスワード管理を運行支援会社に一任しており、その管理状況を税制部システム管理課は把握していない。

パスワード管理を運行支援会社に一任している場合においても、運行支援会社によるパスワード管理のルールを確認し、ルールが不十分である場合には是正されたい。また、税制部システム管理課は、ルールの遵守状況についても確認されたい。

3 擬似環境の緊急時利用について

TACSS の擬似環境は、障害発生時の調査等に利用される環境である。当該環境には、本番環境より週次で本番データが転送されており、最新ではないものの擬似環境の利用者は TACSS の本番データが閲覧できる状況である。当該環境の利用は、「擬似環境 作業スケジュール申請書」にて作業者、作業時間等の申請が行われている。また、当該申請書を元に維持管理会社が「擬似環境/受入環境 作業スケジュール」を作成し、主税局担当者が確認している。

しかしながら、擬似環境の利用が緊急に必要となる場合には、当該申請書は作成されていない。障害対応のため擬似環境にて作業を行った場合は、維持管理会社より障害報告書が提出されるが、作業担当者及び作業時間（開始時間／終了時間）は記載されていない。緊急時の擬似環境の利用について、いつ誰が擬似環境へアクセスしたかの記録が残されていないため、擬似環境においてセキュリティ事故が発生した場合に、システムログを直接確認する以外に調査ができない状況である。

税制部システム管理課は、緊急時の利用においても、作業記録（利用者、利用時間（開始及び終了）、利用目的等）を残すよう維持管理会社に周知徹底する必要がある。また、税制部システム管理課は、維持管理会社にて作成された作業記録の内容を確認し、作業内容を承認した記録を残す必要がある。

意見（17）税務総合支援システム擬似環境の緊急時利用の申請及び承認記録の取得について

TACSS の擬似環境は、障害発生時の調査等に利用される環境であり本番環境のデータが扱われているが、緊急時の擬似環境の利用について、いつ誰が擬似環境にアクセスしたかの記録が残されておらず、擬似環境においてセキュリティ事故が発生した場合に、システムログを直接確認する以外に調査ができない状況である。

税制部システム管理課は、緊急時の利用においても作業記録（利用者、利用時間（開始及び終了）、利用目的）を残すよう、維持管理会社に周知徹底されたい。

また、維持管理会社にて作成された作業記録の内容を確認し、作業内容を承認した記録を残されたい。

4 セキュリティ関連規程について

TACSS のセキュリティ関連規程が、以下の表のとおり策定されている。

しかしながら、各規程の上位、下位の位置づけを表す体系や概要が一覧できる文書が策定されていない。このため、規程を追加・変更する際に、同時に変更すべき他の規程の変更に漏れが生じ、利用者に新しいセキュリティルールが周知されないことや、認識の誤りを招くことが懸念される。

各規程の体系や概要が一覧できる文書を整備する必要がある。また、全ての関連規程の内容を確認し、規程間の整合性を確保することが必要である。

(表 5 1) TACSS のセキュリティ関連規程

文書名
税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順
税務総合支援システム端末利用基準
主税局情報セキュリティ実施基準（税務総合支援システム編）（注 1）
主税局 情報資産の取扱いに関する安全管理措置
TACSS ユーザ ID 管理規程
税務総合支援システム共有フォルダ利用基準
主税局電子計算センタ利用規程
主税局電子計算センタ入館証等管理規程
庁内 OA 室利用規程 （注 2）
税務総合支援システム運用管理規程

（注 1）税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順（平成 20 年 8 月）
の策定により廃止

（注 2）庁内に設けられている OA 室を「庁内 OA 室」と表記

意 見（18）セキュリティ関連規程の整備について

TACSS のセキュリティ関連規程が各種策定されているが、各規程の体系や概要が一覧できる文書を策定していないため、規程を追加・変更する際に、同時に変更すべき他の規程の変更に漏れが生じ、利用者に新しいセキュリティルールが周知されないことや、認識の誤りを招くことが懸念される。

各規程の体系や概要が一覧できる文書を整備し、全ての関連規程の内容を確認し、規程間の整合性を確保されたい。

5 運用関連規程について

TACSS の運用関連の規程の 1 つである「センタ運用仕様書」において、外部委託業者であるセンタ運用担当による媒体の持ち出しに関するルールが定められている。なお、実際の運用においては、センタ運用担当者が媒体を持ち出した事例はなく、今後、持ち出す必要性が生じた場合には、主税局立会いのもとに持ち出すとのことである。

しかしながら、「センタ運用仕様書」の記載は、以下の表のとおり、センタ運用担当が主税局の承認を得ずに媒体を持ち出すことができる内容となっている。また、持ち出し先や用途が不明瞭な媒体も持ち出すことができるような記載となっている。このため、税制部システム管理課が関知しない外部記録媒体の持ち出しによる情報漏えいが発生することが懸念される。

「センタ運用仕様書」に、媒体持ち出しの際は税制部システム管理課の承認及び立会いを求める旨を明記し、運用を徹底させる必要がある。加えて、持ち出し先や用途が不明瞭な場合は外部に持ち出すべきではなく、これを容認する記載は削除すべきである。

(表 5 2) 媒体管理に関するルール

文書名	記載内容（抜粋）
センタ運用仕様書	6.5.2 (2) 媒体の持ち出し 媒体を〇〇センタ外へ持ち出す場合には、セキュリティ対策管理者（注）に許可を得て実施することとします。ただし、持ち出し先や用途が不明瞭な場合は、センタ運用管理者（注）またはシステム管理課の承認を得ることとします。

(注)外部委託先であるセンタ運用担当内の管理者であり、主税局職員ではない。

意見（19）「センタ運用仕様書」の記載の見直しについて

TACSS の運用関連の規程の 1 つである「センタ運用仕様書」の記載は、センタ運用担当が主税局の承認を得ずに媒体を持ち出すことができる内容となっている。また、持ち出し先や用途が不明瞭な媒体も持ち出すことができるような記載となっている。このため、税制部システム管理課が関知しない外部記録媒体の持ち出しによる情報漏えいが発生することが懸念される。

「センタ運用仕様書」に、媒体持ち出しの際は税制部システム管理課の承認及び立会いを求める旨を明記し、運用を徹底されたい。加えて、持ち出し先や用途が不明瞭な場合は外部に持ち出すべきではなく、これを容認する記載は削除されたい。

6 税務総合支援システムのデータ保管先の方針について

TACSS は、約 60 万社の法人二税、約 325 万台の自動車税、約 258 万人の固定資産税等の税務情報及びその収納管理情報、滞納整理情報等が取り扱われている。TACSS には EUC 機能が設けられており、税務情報のデータベースを検索して税務情報を抽出しエクセル等のデータファイルに出力することが可能である。

TACSS から出力されたデータの保管先に関する方針（以下「データ保管先の方針」という。）は、FD へ保管することとされ、「税務総合支援システム端末利用基準」（平成 18 年 6 月 9 日）に以下の表のとおり規定されている。暗号化ソフトウェアが導入されており、FD に格納されたデータは暗号化した状態で格納されている。

平成 19 年、税制部システム管理課は、各部・各所にファイルサーバを導入し、運用が開始されている。ファイルサーバには各課に TACSS のデータを保管するフォルダが設けられている。

税制部システム管理課は、データ保管先の方針をファイルサーバとし、平成 20 年に策定された「主税局 情報資産の取扱いに関する安全管理措置」、「税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順」に、以下の表のとおり規定している。

（表 5 3）TACSS のデータ保管先に関する方針

文書名	記載内容（抜粋）
税務総合支援システム 端末利用基準 （平成 18 年 6 月 9 日）	第 6ー（2） データの保全については、以下のとおりに取り扱う ・ 利用者が作成したデータの保存先は、原則として FD とする
主税局 情報資産の取 扱いに関する安全管理 措置 （平成 20 年 2 月 4 日）	8 情報資産等の保管・廃棄 ・ TACSS の情報を用いて作成される電子ファイルは、TACSS 端末及び TACSS ファイルサーバ上に保管すること
税務総合支援システム 情報セキュリティ実施 手順 （平成 20 年 8 月 1 日）	2（2） 情報資産の保管について ・ EUC 機能等を使用して職務上作成した税務情報等の重要な情報資産は、TACSS 端末及び TACSS ファイルサーバ上に保管し、「TAIMS 端末」やスタンドアロンパソコン（ネットワークに接続しない単体のパソコン）に保管してはならない

当該サーバによるデータ管理は、ID 及びパスワードによるアクセス管理機能が導入されており、暗号化ソフトウェアによりデータを暗号化した状態で格納される。TACSS のファイルサーバ内には、各課のフォルダが作成されており、フォルダ内

を閲覧する場合には各課に割当てられたパスワードの入力が必要となる。当該パスワードは、年次で税制部システム管理課により一括変更され、各部・各所の電算管理責任者（総務担当課長等）を経由して、各課へ通知される。各課の課長は、パスワードが記録された通知文書を施錠された設備に保管し、課員以外に知られないよう管理している。

TACSS のデータが保管された FD は、データの暗号化は行われているが、持出しが容易であり紛失のリスクがある。アクセス管理が実装されているファイルサーバにデータを保管することは、第三者の閲覧、外部持出し等のリスクからの保護対策として、外部記録媒体への保管より非常に優れている。TACSS のデータ保管先を外部記録媒体からファイルサーバへ変更することは、セキュリティレベル向上に寄与するものである。

しかしながら、次の事象が確認された。

- ・ 平成 20 年度に策定された「主税局 情報資産の取扱いに関する安全管理措置」、「税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順」には、データ保管の方針をファイルサーバとすることを、上記の表のとおり規定しているが、当該規程の各部・各所あて通知及び TAIMS への掲示にとどまっている。データ保管先の方針の変更について、主税局の各課に対して明確に周知していない。都税事務所での調査においても FD にデータを保管している事象が見受けられた。

データ保管先の方針を明確に周知しないことは、用意されているファイルサーバが有効活用されず、また、外部への不正な持出し、紛失等のリスクのある FD へのデータ保管が継続されるおそれがある。

- ・ 「税務総合支援システム端末利用基準」は、平成 20 年度 11 月現在まで、表（５３）のとおり規定されており、改定されていない。このことは、税制部システム管理課が、TACSS のデータの保管先として FD、ファイルサーバの双方を容認している状況であり、外部への不正な持出し、紛失等のリスクのある FD へのデータ保管が継続されるおそれがある。

税制部システム管理課は、速やかに「税務総合支援システム端末利用基準」を改訂し、データ保管先の方針が FD からファイルサーバへ変更されたことの通知を、主税局の各課に周知徹底することが必要である。

なお、税制部システム管理課は、「税務総合支援システム端末利用基準」の見直しを現在進めており、平成 21 年 1 月に改定を行った。当該規程の改定を周知する際にあわせ、TACSS の情報の保管ルールが変更されたことを、主税局の各課に周知徹底した。

税制部システム管理課は、主税局の各課に対して TACSS のデータの管理状況の調査を実施し、TACSS のデータが FD へ保管されている場合、当該データをファイルサーバへ移行し、その後速やかに FD のデータを消去するよう指導する必要がある。やむをえない理由により、FD での保管が必要な場合は、管理者を定めて管理簿を作成し、定期的な棚卸し、用途確認及び不要となった際の消去、廃棄を徹底するよう指導する必要がある。将来的には、TACSS のデータを保管する外部記録媒体をなくすよう進めるべきである。

指 摘（６）税務総合支援システムのデータ保管先の方針の変更の徹底について

データ保存先を FD からファイルサーバへ方針変更したにもかかわらず、「税務総合支援システム端末利用基準」において、利用者が作成したデータの保存先を原則として FD とする旨が定められている。

税制部システム管理課は、速やかに「税務総合支援システム端末利用基準」を改訂するとともに、データの保管方針が FD からファイルサーバへ変更されたことの通知を、主税局の各課に周知徹底されたい。

税制部システム管理課は、主税局の各課に対して、TACSS のデータの管理状況の調査を実施し、TACSS のデータが FD へ保管されている場合、当該データをファイルサーバへ移行し、その後速やかに FD のデータを消去するよう指導されたい。やむをえない理由により、FD での保管が必要な場合は、管理者を定めて管理簿を作成し、定期的な棚卸し、用途確認及び不要となった際の消去、廃棄を徹底するよう指導されたい。将来的には、TACSS のデータを保管する外部記録媒体をなくすよう進められたい。

7 外部記録媒体の保有状況確認について

税制部システム管理課は、USB メモリ、FD、MO、CD-R 等の外部記録媒体について、「情報処理機器等の保有状況簿」にて、主税局の各課から保有状況（用途、保有数量、うち機密性 A に該当するか否か、整備している管理簿等、保管方法、保管職員（鍵管理者））の報告を受けている。

しかしながら、以下の表のとおり、「うち機密性 A」の欄を空白で報告している課や、管理簿が存在するにもかかわらず、「整備している管理簿等」の欄を空白で報告している課が存在しており、正確な報告がされていない。また、税制部システム管理課は、「情報処理機器等の保有状況簿」を収集したものの、記載不備や管理不備に対する是正要求が実施されていない。このため、外部記録媒体が適切に管理されているかが不明な状況であり、管理に不備がある場合には、外部記録媒体の不正な持ち出しによる情報漏えいを防止・発見できないことが懸念される。税制部システム管理課は、「情報処理機器等の保有状況簿」を精査して各課の保有状況を正確に把握し、管理に問題がある各課に対しては是正を求める必要がある。

なお、税制部システム管理課は、平成 20 年 11 月に、「情報処理機器等の保有状況簿」の記載に不備がある各課に対して、記載の見直しを指示している。

（表 5 4）情報処理機器等の保有状況簿における記載の不備

部署	不備内容
A 都税事務所 A 課	「うち機密性 A」の欄が空欄
B 都税事務所 A 課	同上
C 都税事務所 A 課	同上
D 自動車税事務所	同上
E 部 A 課	同上
F 部 A 課	同上
G 都税事務所	「整備している管理簿等」の欄が空欄
H 都税事務所	同上

意見（20）外部記録媒体の保有状況確認の徹底について

外部記録媒体について、「情報処理機器等の保有状況簿」にて、各課から保有状況の報告を受けているが記載内容漏れが多い。このため、外部記録媒体が適切に管理されているかが不明な状況であり、管理に不備がある場合には、外部記録媒体の不正な持ち出しによる情報漏えいを防止・発見できないことが懸念される。

税制部システム管理課は、「情報処理機器等の保有状況簿」を精査して各課の保有状況を正確に把握し、管理に問題がある各課に対しては是正されたい。

8 機密性 A の情報を取り扱う外部記録媒体の管理について

税制部システム管理課が定める「税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順」には、TACSS のデータの外部記録媒体への保管について次のとおり定めている。

各論 2 情報資産の取扱い (2) 情報資産の保管について (抜粋)

- (b) 機密性 A に属する情報資産を外部記録媒体により保管する場合、定められた保管庫等(施錠できるキャビネット、ロッカー、倉庫など)の所定の場所に収納し、出し入れ時以外は常時施錠すること。

しかしながら、管理簿（保管する外部記録媒体の一覧）の作成、管理簿を基にした定期的な棚卸し及び用途確認、用途確認の結果不要と判断された外部記録媒体を速やかに返却（廃棄）することについて規程は作成されておらず、実施されていない。

このことは、外部記録媒体の不正な持出し、紛失等が発生しても把握できない状況である。

「6 税務総合支援システムのデータ保管先の方針について」で述べたとおり、TACSS のデータの保管方針はファイルサーバとすることが原則であるが、ファイルサーバへの移行までの間、もしくはやむをえない理由により外部記録媒体での保管が必要な場合等の限定された事情のみ、外部記録媒体での保管を許可することとし、その場合の外部記録媒体の取扱いルールを定める必要がある。

税制部システム管理課は、TACSS に関する機密性 A の情報が含まれる外部記録媒体の取扱いについて、「税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順」に次のルールを追加し、当該ルールを、主税局の各課に周知徹底する必要がある。

- ・ 保有する外部記録媒体を一覧できる管理簿を作成すること
- ・ 管理簿を基に定期的な棚卸し及び用途確認を実施すること
- ・ 用途確認の結果不要と判断された外部記録媒体は速やかに返却（廃棄）すること

意見（２１）税務総合支援システムに関する機密性Aの情報を取り扱う外部記録媒体の管理ルール強化について

税制部システム管理課が定める「税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順」には、管理簿（保管する外部記録媒体の一覧）の作成、管理簿を基にした定期的な棚卸し及び用途確認、用途確認の結果不要と判断された外部記録媒体を速やかに返却（廃棄）することについて規程は作成されておらず、実施されていない。

このことは、外部記録媒体の不正な持出し、紛失等が発生しても把握できない状況である。

税制部システム管理課は、TACSS に関する機密性Aの情報が保管される外部記録媒体の管理ルールを作成し、主税局の各課に周知徹底されたい。

- ・ 管理簿（保管する外部記録媒体の一覧）を作成すること
- ・ 管理簿を基に定期的な棚卸し及び用途確認を実施すること
- ・ 用途確認の結果不要と判断された外部記録媒体は速やかに返却（廃棄）すること

9 個人保管されている外部記録媒体の管理について

「情報処理機器等の保有状況簿」は、総務局行政改革推進部行政改革課からの依頼により、全庁の各課が、保有する情報処理機器の保有状況をまとめたものである。当該保有簿には、各課にて保有する情報機器(スキャナ、デジタルカメラ等)及び外部記録媒体(USBメモリ、FD、MO、CD-R等)が一覧化され、それぞれの用途、保管数(うち機密性Aを含む数)、管理簿の作成の有無、保管職員(鍵管理者)、保管方法等が記載されている。主税局に属する各課の「情報処理機器等の保有状況簿」は、税制部システム管理課に提出されている。

当該状況簿には、機密性の高い情報(機密性A)の情報を含む外部記録媒体を多くの職員が個人で保管している事象が散見された。詳細は以下の表のとおりである。なお、この表では、機密性Aを含む外部記録媒体を50枚以上保管している課を抽出した。機密性Aの情報を含む外部記録媒体を50枚未満(1～49枚)保管している課は、23箇所確認された。

(表55) 機密性Aの情報を含む外部記録媒体の個人保管状況について
(50枚以上保管している課)

課名	種類	個人保管数／(うち機密性Aを含む保管数)
A都税事務所A課	FD	813 / (761)
A都税事務所B課	FD	562 / (562)
A都税事務所C課	FD	358 / (345)
A都税事務所D課	FD	333 / (319)
A都税事務所E課	FD	115 / (75)
B都税事務所A課	FD	326 / (97)
C都税事務所A課	FD	298 / (57)
D都税事務所A課	FD	175 / (70)
E部A課	FD	90 / (90)
	MO	150 / (150)
F都税事務所A課	FD	130 / (130)
F都税事務所B課	FD	130 / (130)
G都税事務所	FD	114 / (114)

当該状況簿では、上記表のすべての外部記録媒体に TACSS に関する機密性 A のデータが含まれているかについては確認できない状況であるが、外部記録媒体を個人で保管していることは、外部記録媒体が適切に保管されていることの適時確認、定期的な棚卸し及び用途の確認、不要となった際の速やかな返却等の管理が個人にゆだねられ属人化するおそれがあり、データの紛失や不正持出しのリスクが高まることとなる。

TACSS のデータを FD に格納する場合、データ暗号化ツールにより情報は暗号化され、システム端末以外では閲覧できないとのことであるが、重要な情報を含む情報資産は、管理者を定め適切に保管することが必要である。

個人によって管理すべきデータは、外部記録媒体にデータ保管することを許可し、個人が責任をもって管理する。それ以外のデータは、外部記録媒体による個人管理を禁止し、TACSS のデータ保管先の方針（「6 税務総合支援システムのデータ保管先の方針について」参照）に基づき、ファイルサーバへデータを保管する。ファイルサーバへの移行期間、もしくは例外的に外部記録媒体へのデータ保管の正当性が認められる場合には、定められた保管庫（施錠できるキャビネット、ロッカー、倉庫等）に保管の上、定められた管理者が、外部記録媒体が適切に保管されていることの適時確認、定期的な棚卸し及び用途の確認、不要となった際の速やかな返却等を行う必要がある。

意見（２２）個人保管されている外部記録媒体の制限について

主税局の各課より税制部システム管理課に提出されている「情報処理機器等の保有状況簿」には、機密性の高い情報（機密性A）の情報を含む外部記録媒体を多くの職員が個人で保管している事象が散見された。

外部記録媒体を個人で保管していることは、外部記録媒体が適切に保管されていることの適時確認、定期的な棚卸し及び用途の確認、不要となった際の速やかな返却等の管理が個人にゆだねられ属人化するおそれがあり、データの紛失や不正持出しのリスクが高まることとなる。

個人によって管理すべきデータは、外部記録媒体にデータ保管することを許可し、個人が責任をもって管理されたい。それ以外のデータは、外部記録媒体による個人管理を禁止し、TACSS のデータ保管先の方針（「６ 税務総合支援システムのデータ保管先の方針について」参照）に基づき、ファイルサーバへデータを保管されたい。ファイルサーバへの移行期間、もしくは例外的に外部記録媒体へのデータ保管の正当性が認められる場合には、定められた保管庫（施錠できるキャビネット、ロッカー、倉庫等）に保管の上、定められた管理者が、外部記録媒体が適切に保管されていることの適時確認、定期的な棚卸し及び用途の確認、不要となった際の速やかな返却等を実施されたい。

1 0 USB メモリの管理について

A 都税事務所では、総務課計画経理係が USB メモ리를調達し、各課からの依頼に応じて USB を貸与している。徴収課徴収第二係は平成 18 年 3 月に USB メモ리를 1 本借用しているが、当該メモリは貸与されてから一度も使用されておらず、今後の使用も予定されていない。

USB メモリは、一度に大量のデータを格納して外部への持出しが可能となる媒体であり、その取扱いには十分注意する必要がある。税制部システム管理課は、不要となった外部記録媒体は速やかに返却、廃棄するよう、主税局の各課に周知徹底する必要がある。

意見（23）USB メモリの管理強化について

A 都税事務所の総務課計画経理係にて一括調達している USB メモ리를、課の依頼に応じて貸与している。そのうち、課によって全く利用されていない USB メモリが存在し、総務課計画経理係に返却されていないケースが見られた。このことは、USB メモリの管理が徹底されていないことを表しており、USB メモリの不正持ち出し、不正利用が発見されにくい状況である。

税制部システム管理課は、不要となった外部記録媒体は速やかに返却、廃棄するよう、主税局の各課に周知徹底されたい。

1 1 セキュリティ調査にて指摘された項目の対応状況について

税制部システム管理課は、TACSS のセキュリティ設定及びシステム運用が適切に行われているかについて、センタ運用会社が外部の専門機関のセキュリティ診断を受けた報告書「セキュリティ診断結果報告」（平成 20 年 3 月 24 日）を受領している。税制部システム管理課は、当該報告書にて報告された指摘項目(55 件)を「セキュリティ診断指摘内容対応状況一覧」にまとめ、指摘項目ごとに対応方針を検討し、対応状況、対応実施日等を更新している。

しかしながら、下記の指摘項目（表 5 6）は、対応方針が定められ、平成 20 年 3 月に維持管理会社にて文書にて対応を依頼しているが、平成 20 年 11 月まで未対応のまま放置されていた。

（表 5 6）未対応の指摘事項

指摘項目	対応方針	備考
維持管理サーバの OS の下記 ID のパスワードが、初期値から変更されていない。 (注 1) 業務ログ閲覧用 ID (注 2) 主税局とのデータ授受用 ID	パスワード変更の依頼を維持管理会社に対して行う。	平成 20 年 3 月に維持管理会社にて連絡済(未回答)

（注 1）業務イベントログの照会用

（注 2）TACSS より抽出したデータの主税局との授受用（TACSS のデータの照会が可能）

パスワードを定期的に変更することなく初期設定のまま長期にわたり使用することは、TACSS への不正アクセスにつながることを懸念される。

税制部システム管理課は、速やかに当該指摘事項の対応を維持管理会社にて依頼し、パスワード変更を実施させるとともに、維持管理会社より対応完了の報告を受領して対応完了の確認を行う必要がある。

なお、税制部システム管理課は、業務ログ閲覧用 ID について、パスワード変更の完了報告を平成 20 年 11 月 11 日に維持管理会社より受領している。また、主税局とのデータ授受用 ID については、平成 20 年 11 月 21 日にパスワード変更が完了していることを確認している。

意見（２４）セキュリティ調査にて指摘された項目の早急な対応について

税制部システム管理課は、TACSS のセキュリティ設定及びシステム運用が適切に行われているかについて、セキュリティ診断サービスを実施し、指摘項目の対応を進めているが、対応漏れ(OS の ID のパスワードが初期値から変更されていない)が確認され、TACSS への不正アクセスにつながることを懸念される。

税制部システム管理課は、速やかに当該指摘事項の対応を維持管理会社に依頼し、パスワード変更を実施させるとともに、維持管理会社より対応完了の報告を受領して対応完了の確認を実施されたい。

1 2 庁内 OA 室の入退室管理について

庁内のフロアには、TACSS のプログラム受入確認用環境及び障害発生時等の確認用の擬似環境にアクセスできる端末等が設置された作業区画（以下「庁内 OA 室」という。）が設けられている。擬似環境には、TACSS の本番データが週次で転送されており、最新ではないものの本番データが照会できる環境である。

庁内 OA 室の視察にて、次の事象が確認された。

① 庁内 OA 室は、フロアの一部をついたて等により簡易的に仕切られた区画であり、当該フロアを訪れたものは誰でも立入れる状況である。入退室管理の原則は、入室を制限すること、在室者を特定すること、入室及び退室の事実を記録すること、入室及び退室の事実を出力し、それを調査できることであるが、庁内 OA 室への入室を制限することは困難な状況である。

② 主税局職員以外の者（外部委託先の担当者等）が庁内 OA 室を利用する際は、管理簿「OA 室入退室管理簿」に、入室日、入庁許可番号、氏名、入室時刻、退室時刻等を記載することとなっている。しかしながら、当該管理簿の記載に不十分な点が見受けられた。詳細は次のとおりである。

- ・ 入室日が記載されていない
- ・ 入庁許可番号が記載されていない
- ・ 退室時刻が記載されていない 等

いつ誰が、庁内 OA 室にて作業を実施していたかの記録が適切に残されておらず、不正アクセス等の問題が発生した場合の調査が適切に実施できないことが懸念される。

税制部システム管理課は、庁内 OA 室用の専用の部屋を設けることを検討された。OA 室の入り口は限定して常時施錠管理を行うこととし、庁内 OA 室を利用する者は、入退室管理簿に記録を残す必要がある。専用の部屋を設けるまでの間、税制部システム管理課は、現在の庁内 OA 室の入退室の記録が漏れなく行われるよう、庁内 OA 室の利用者に対して入退室管理簿への適切な記入を徹底することが必要である。

なお、税制部システム管理課は、平成 20 年 8 月より、入退室管理簿の様式を次のとおり変更し、運用を行っている。

- ① 入退室管理簿を日ごとの様式に変更した。税制部システム管理課の担当者は日次で記載内容を確認し、税制部システム管理課の管理者へ報告する。
- ② 入退室管理簿にチェック欄（退室の確認、機器の電源、書類等の管理状況）を設け、日次で確認結果を記録する。

意見（２５）庁内 OA 室の入退室管理の強化について

庁内 OA 室は、フロアの一部についたて等で簡易的に仕切られた区画であり、当該フロアを訪れたものは誰でも入室できる状況である。また、主税局職員以外の者（外部委託先の担当者等）が記載する入退室管理簿の記載が不十分であり、いつ誰が庁内 OA 室を利用したかの記録が残されていない。

税制部システム管理課は、庁内 OA 室専用の部屋を設けることを検討されたい。専用の部屋を設けるまでの間、税制部システム管理課は、現在の庁内 OA 室の入退室の記録が漏れなく行われるよう、庁内 OA 室の利用者に対して入退室管理簿への適切な記入を徹底されたい。

1 3 主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の入退室管理について

TACSS の秘匿性の高い情報資産を格納し、操作を行うサーバ、ネットワーク、監視・運用設備等の重要システム機器は、主税局電子計算センタ内の専用のコンピュータ室、ネットワーク室及びオペレータ室（以下「コンピュータ室」という。）に設置されている。

コンピュータ室の扉は常時施錠されており、コンピュータ室への入室は、IC チップが内蔵された入室カード（以下「入室カード」という。）及び静脈認証の操作により扉を開錠し、その事実として日時、入室者の氏名を記録する認証システムによって管理されている。

しかしながら、退室については、扉のサムターンキーを開錠することになっているため、その事実が認証システムに記録されない状況にある。

なお、入室カードの貸与及び静脈認証の登録は、システム管理課運用管理係及び外部委託先のシステム管理業務に携わるものに限定されている。

入退室管理の原則は、入室を制限すること、在室者を特定すること、入室及び退室の事実を記録すること、入室及び退室の事実を出力し、それを調査できることである。現状の主税局電子計算センタ内のコンピュータ室は、入室の事実は記録されているが、退室の事実が記録されていない状況にある。このため、万一、セキュリティ事故が発生した場合、その日時のコンピュータ室の在室者を調査することができない状況にある。

コンピュータ室からの退室の日時、退室者の氏名を記録するよう、認証システムを改修することを検討すべきである。この改修が実現されるまでの間は、退室日時、退室者の氏名を記入する退室管理簿を用意し、その事実を手書きにより記録することが必要である。

指 摘（7）主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の入退室の記録について

コンピュータ室の扉は常時施錠されており、コンピュータ室への入室は、入室カード及び静脈認証の操作により扉を開錠し、その事実として日時、入室者の氏名を記録する認証システムによって管理されている。退室については、扉のサムターンキーを開錠し、退室することになっているため、その事実が認証システムに記録されていない。

コンピュータ室からの退室の日時、退室者の氏名を記録するよう、認証システムを改修することを検討されたい。この改修が実現されるまでの間は、退室日時、退室者の氏名を記入する退室管理簿を用意し、その事実を手書きにより記録されたい。

1 4 主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の監視カメラについて

主税局電子計算センタ内のコンピュータ室には、数台の監視カメラが設置されている。これらの監視カメラは、サーバ、ネットワーク等の重要システム機器の操作者を撮影し、不正行為の牽制、監視及び記録を目的としている。

しかしながら、これらの監視カメラの一部は、過去の税務総合オンラインシステムの重要システム機器の操作者を撮影する位置に向けられ、現在の TACSS の重要システム機器の操作者を撮影することができておらず、無意味な箇所を撮影し、監視カメラが機能していない状況にある。このことは、監視自体や映像記録の調査態勢が形骸化している状況にあると思料する。

コンピュータ室に設置されている監視カメラを、サーバ、ネットワーク等の重要システム機器の操作者を撮影できる方向にセットするとともに、監視及び映像記録の調査態勢を見直す必要がある。

指 摘（８）主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の監視カメラの撮影方向について

主税局電子計算センタ内のコンピュータ室には、数台の監視カメラが設置されているが、これらの監視カメラの一部は、現在の TACSS の重要システム機器の操作者を撮影する位置に向けられていないため、万一、セキュリティ事故が発生した場合、重要システム機器の操作者を調査することができない状況にある。

コンピュータ室に設置されている監視カメラを、サーバ、ネットワーク等の重要システム機器の操作者を撮影できる方向にセットするとともに、監視及び映像記録の調査態勢の見直しを実施されたい。

1 5 主税局電子計算センタ内のサーバ室の防災設備について

主税局電子計算センタ内の TACSS のサーバが設置されているサーバ室の消火設備はスプリンクラーであり、スプリンクラーが作動した場合には、サーバ等が故障することが懸念される。加えて、TACSS は、遠隔地にバックアップシステムを保有していない。このため、軽微な火災でもスプリンクラーが作動し、サーバ等が故障した場合、東京都のすべての税務事務が中断することとなるので初期消火が重要である。

サーバ室には、消防法上の義務設置の火災感知器の他に、自主設置の高感度煙感知システムが採用され、スプリンクラーが作動する前に、主税局電子計算センタ常勤者がガス系消火器で初期消火することとしている。

しかしながら、主税局電子計算センタ全体としての防災訓練は、定期的を実施されているが、サーバ室の火災における固有の初期消火に関する訓練が実施されていない状況にある。

迅速な消火活動ができないことが危惧されるため、サーバ室を対象とした、定期的な初期消火の訓練を実施することが必要である。

意 見（2 6）サーバ室火災時における初期消火に関する訓練について

主税局電子計算センタ内の TACSS のサーバ室は、スプリンクラーが作動する前に、主税局電子計算センタ常勤者がガス系消火器で初期消火することとしている。しかしながら、サーバ室の火災時に対する初期消火の訓練が実施されていない状況にある。

高感度煙感知システムが導入されていても、初期消火に関する訓練が実施されていない現状においては、迅速な消火活動ができないことが危惧されるため、サーバ室を対象とした、定期的な初期消火の訓練を実施されたい。

1 6 主税局電子計算センタ内のコンピュータ室のキャスター付備品について

主税局電子計算センタ内のコンピュータ室にキャスター付の椅子、ついたて等の備品があるが、ストッパーが掛けられていない備品等が散見された。

キャスターが固定されていない椅子等の備品は、地震等の振動により、重要システム機器への移動・衝突による故障や在室者への衝突による怪我等の事故が生じることが懸念される。

キャスター付きの椅子等の備品を使用する場合は、ストッパーを掛け移動を防止する。または、ストッパーが付いてない備品は、壁、床、固定された設備にチェーンなどで連結するなどの移動防止の措置を施すことが必要である。なお、今後購入するキャスター付きの備品は、ストッパー付とすることが必要である。

なお、平成 20 年 10 月時点において、キャスター付きの椅子を固定式に変更しており、ついたてへのストッパー設置を完了している。

意 見（2 7）主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の備品の移動防止について

主税局電子計算センタ内のコンピュータ室にキャスター付の椅子、ついたて等の備品があるが、ストッパーが掛けられていない備品等が散見され移動・衝突による重要システム機器の故障や在室者の怪我等が生じることが懸念される。

キャスター付きの椅子等の備品を使用する場合は、ストッパーを掛け移動を防止する。または、ストッパーが付いてない備品は、壁、床、固定された設備にチェーンなどで連結するなどの移動防止の措置を講じられたい。なお、今後購入するキャスター付きの備品は、ストッパー付とされたい。

17 主税局電子計算センタ内のネットワーク室の備品倉庫としての共用について

本調査時（平成 20 年 7 月）において、主税局電子計算センタ内の通信を制御するシステム機器が設置されているネットワーク室に、通信制御と無関係の未使用のバインダーやプリンタトナー等が多く置かれ、倉庫としても利用されていた。このことは、バインダーやプリンタトナー等の取出しのために、ネットワーク室への入室が行われている状況と史料する。

バインダーやプリンタトナー等の可燃物は必要最低限とすることが必要である。

なお、平成 20 年 10 月時点において、ネットワーク室に置かれていたバインダーやプリンタトナー等は、ネットワーク室に隣接する倉庫に移動している。

指 摘（9）主税局電子計算センタ内のネットワーク室の整理整頓について

本調査時（平成 20 年 7 月）において、主税局電子計算センタ内のネットワーク室に未使用のバインダーやプリンタトナー等が多く置かれていた。

ネットワーク室に設置されている設備は、通信を制御する重要なシステム機器であり、バインダーやプリンタトナー等の取出し等の不要なネットワーク室への入室が無い環境を維持すべきであり、ネットワーク室に置く可燃物は必要最低限とされたい。

18 主税局電子計算センタ内のオペレータ室の重要システム機器の設置ラックについて

主税局電子計算センタ内の TACSS の監視、運用を行うオペレータ室に設置されているシステム機器は、ラックに格納されている。しかしながら、そのラックの扉が外され、回線が剥き出しの状況にあるものが一部に見受けられた。ラックによるシステム機器や回線の物理的保護が機能せず、回線遮断等の事故が生じ易い状況である。

TACSS にとって、オペレータ室に設置されているシステム機器は重要であり、万一、回線遮断等の事故が発生した場合には東京都の税務事務が中断することが懸念される。

オペレータ室のシステム機器の設置ラックに扉を設け、施錠管理することが重要である。

なお、平成 20 年 12 月 4 日にオペレータ室内のラックに扉を設け、施錠管理を開始している。

意見（28）主税局電子計算センタ内のオペレータ室の重要システム機器の設置ラックの施錠管理について

主税局電子計算センタ内のオペレータ室の重要システム機器を設置しているラックの扉が外され、回線が剥き出しの状況にあるものが一部に見受けられた。ラックによるシステム機器や回線の物理的保護が機能せず、回線遮断等の事故が生じ易い状況である。

オペレータ室のシステム機器の設置ラックに扉を設け、施錠管理を実施されたい。

1 9 主税局電子計算センタ内への持込・持出物品の管理について

主税局電子計算センタ及びコンピュータ室への持込・持出物品に関して、システム保守作業、工事、物品の搬入搬出、見学等においては、「主税局電子計算センタ利用届」によって事前申請をする手続が確立している。

主税局電子計算センタのシステム管理課運用管理係及び外部委託先のシステム管理業務に携わる常勤者については、持込・持出物品の管理手続が存在しない。

主税局電子計算センタ内には、TACSS の秘匿性の高い情報資産がサーバ、外部記録媒体、紙媒体等に記録されている。主税局電子計算センタ常勤者の持込・持出物品の管理がなされていないことにより、持込物による情報資産の複写とその持出及び TACSS の情報資産の持出による情報漏えいが懸念される。

原則としてコンピュータ室への物品の持込・持出は禁止することとし、私物等はコンピュータ室外のロッカー等へ保管する運用を確立することが必要である。また、コンピュータ室への物品の持込・持出が必要となる場合は、事前申請及び承認に関する手続を導入する必要がある。

意 見（2 9）主税局電子計算センタ内への持込・持出物品の手続について

主税局電子計算センタのシステム管理課運用管理係及び外部委託先のシステム管理業務に携わる常勤者については、持込・持出物品の管理手続が存在しない。

主税局電子計算センタ内には、TACSS の秘匿性の高い情報資産がサーバ、外部記録媒体、紙媒体等に記録されている。

主税局電子計算センタ内に存在する秘匿性の高い情報資産について、持込・持出物品の管理がなされていないため、持込物による情報資産の複写とその持出及び TACSS の情報資産の持出による情報漏えいが懸念される。

原則としてコンピュータ室への物品の持込・持出は禁止することとし、私物等はコンピュータ室外のロッカー等へ保管する運用を確立されたい。また、コンピュータ室への物品の持込・持出が必要となる場合は、事前申請及び承認に関する手続を導入されたい。

20 都税事務所内のサーバ室の入退室管理について

各都税事務所内には、TACSS の事務所配布インフラサーバ及び事務所統合サーバ並びに主税局電子計算センタとネットワークを制御するシステム機器が設置されているサーバ室が設けられている。サーバ室は施錠管理され、各都税事務所の総務課計画経理係が鍵管理を実施している。

しかしながら、以下の表のとおり、本調査を実施した 3 都税事務所において、サーバ室の入退室管理として不備が発見された。

主税局電子計算センタとネットワークを制御しているシステム機器、事務所配布インフラサーバ及び事務所統合サーバは、都税事務所の業務にとって重要である。入退室管理の不備のため、不正侵入者により物理的な危害を与えられた場合には業務が中断することが懸念される。

(表 5 7) 入退室管理に関する状況

事務所	概況
A 都税事務所	入室できる出入口は 2 箇所であり、1 箇所の扉の鍵は総務課計画経理係が管理しているが、1 箇所の扉は開錠された状態である。 また、用紙、文書等が保管されており、開錠された状態の扉から、それらの出入等のサーバ等の保守以外に入室が日常的に行われている状況にある。
B 都税事務所	入室できる出入口は 1 箇所であり、扉の鍵は総務課計画経理係が管理している。 用紙、文書、文具等が保管されており、それらの出入等のサーバ等の保守以外に入室が日常的に行われている状況にある。
C 都税事務所	サーバ室は専用であり、サーバ等以外は設置されておらず、扉の鍵は総務課計画経理係が管理している。 サーバ室は簡易パーテーションによる間仕切りで、上部が大きく開いている状況であり、この空間から不正に侵入することが可能な状況にある。

用紙や文書等の保管場所として、サーバ室以外の場所を検討することが望まれる。また、サーバ室は簡易パーテーションによる間仕切りで、空間が存在する場合には、柵や網を設置し、容易な侵入からの対策を講じる必要がある。

意見（３０）都税事務所内のサーバ室の入退室管理の強化について

主税局電子計算センタとネットワークを制御しているシステム機器、事務所配布インフラサーバ及び事務所統合サーバは、都税事務所の業務にとって重要である。サーバ室の入退室管理の不備のため、システム管理者以外が侵入し、物理的に危害を与えることができる環境は避けるべきである。

各都税事務所のスペースや費用等の事情により、サーバ室を用紙や文書等の倉庫として、共用している結果となっていることと思料するが、サーバ室以外に用紙や文書等の保管場所を設けることを検討されたい。また、サーバ室は簡易パーテーションによる間仕切りで、空間が存在する場合には、柵や網を設置し、容易な侵入からの対策を講じられたい。

2 1 都税事務所内のサーバ等のラック鍵について

各都税事務所内において、TACSS の事務所配布インフラサーバ及び事務所統合サーバ並びに主税局電子計算センタとネットワークを制御するシステム機器は、サーバ室のラックに設置されている。

これらのシステム機器の保守は、システム管理課運用管理係及び外部委託事業者が実施し、各都税事務所は担当しておらず、サーバ室の施錠管理のみを担当している。システム機器が設置されているラックの施錠管理は、システム管理課運用管理係及び外部委託事業者が担当している。

保守に関する手続は、システム管理課運用管理係から、事前に所属（外部委託事業者の法人名を含む。）、作業者、作業日時、作業内容等を記した「工事・作業等届」により、各都税事務所の総務課計画経理係に申請され、保守作業者が到着後、各都税事務所の総務課計画経理係が「工事・作業等届」を確認し、サーバ室を開錠している。

システム機器が設置されているラックは、物理鍵によって常時施錠されている状況であり、ラック鍵は、サーバ室内のシステム管理課運用管理係の特定の職員及び外部委託事業者の特定の職員しか知りえない場所に置かれている。保守を担当するシステム管理課運用管理係及び外部委託事業者以外の第三者が鍵を発見した場合、その第三者によるシステム機器への不正操作や物理的な衝撃を与えるようなセキュリティ事故が生じることが懸念される。特に、「2 0 都税事務所内のサーバ室の入退室管理について」で述べたように、都税事務所内のサーバ室の入退室管理が十分でない状況では、ラックによるシステム機器の保護が重要であることを認識すべきである。

各都税事務所の TACSS を設置しているラックの鍵の統括責任は、システム管理課運用管理係とし、実務的なラック鍵の保管管理は各都税事務所の総務課計画経理係として、システム管理課運用管理係にラック鍵を貸与することとし、外部委託事業者が保守作業する場合には、「工事・作業等届」による確認の上、サーバ室の開錠とともに、ラックを開錠する手続を整備する必要がある。

指 摘（１０）都税事務所内のサーバ等のラック鍵の保管管理について

各都税事務所内において、TACSS の事務所配布インフラサーバ及び事務所統合サーバ、主税局電子計算センタとネットワークを制御するシステム機器は、サーバ室のラックに設置されている。このラック鍵は、サーバ室内のシステム管理課運用管理係の特定の職員及び外部委託事業者の特定の職員しか知りえない場所に置かれている状況である。ラックの鍵を第三者が発見した場合、システム機器への不正操作や物理的な衝撃を与えるようなセキュリティ事故が生じることが懸念される。

各都税事務所の TACSS を設置しているラックの鍵の統括責任は、システム管理課運用管理係とし、実務的なラック鍵の保管管理は各都税事務所の総務課計画経理係として、システム管理課運用管理係にラック鍵を貸与することとし、外部委託事業者が保守作業する場合には、「工事・作業等届」による確認の上、サーバ室の開錠とともに、ラックを開錠する手続を整備されたい。